

兵
庫
縣

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

第十四輯

昭和十四年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

第十四輯

正誤表

凡例	二	行	誤
挿圖目次	四	一	
明石郡、 明石市。	五	四	
探掘・掘跡	五	四	
第十八圖	四	四	
第十九圖	三	三	
第廿圖	二	二	
第廿一圖	一	一	
圖版目次	八	八	
本文	二二	一四	
明石半次、 明石市。	六	六	
探掘跡	六	六	
第十八圖	五	五	
第廿圖	四	四	
(草摺の一部か)	三	三	
宇高半次、 宇高半治、 宇高半治。	二	二	
事業、 此故、 事象。	一〇	一〇	
琵琶、 琵琶。	九一	九一	
琵琶。	七八	七八	
琵琶。	五六	五六	
琵琶。	二六	二六	
琵琶。	一六	一六	

凡例

一、本輯は昭和十一年三月刊行の兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十三輯に次ぎ昭和十一年度以降の調査事項中主なるものを收録せるものである。此の間二年度に涉りて報告書の發刊を見ざりし所以は、昭和十二年三月に於ては本縣内に現存する國寶及國寶建造物の綜覽に便ならしむる目的を以て『國寶圖錄』と題し國寶指定を受けし物件の寫真及説明を主とし、それを所有する社寺の由緒を併せ記した冊子を編纂發刊した爲と、昭和十三年三月に於ては史蹟名勝天然紀念物に關する知識の普及を目的として史蹟名勝天然紀念物保存法による指定を受けし物件中顯著なるもの九件及縣下出土の考古學的資料七點をえらび繪葉書を作製し、それに簡単なる説明を加へ『兵庫縣史蹟名勝天然紀念物繪葉書第一輯及第二輯』として發行したるに依る。

一、昭和十一年度以降に於て行へる主なる調査に就て記すと、先づ史蹟に關しては十一年八月魚澄・吉井兩委員が武藤囑託と共に揖保・安栗・養父・美方の四郡へ出張、安積氏古文書・瑠璃寺・若杉・峠・青谿書院・名草神社・日光院・進美寺・村岡山・名氏史蹟を踏査せるをはじめとし、姫路市慶雲寺・御興塚古墳、武庫郡法恩寺・附・川邊郡良純親王御生母御墓所・正智寺・攝津三郡在並河氏建碑の古社々號標石・明石郡近江寺・性海寺・美囊郡石峰寺・飾磨郡彌勒寺・神崎郡神積寺・岩屋寺・佐用郡長尾廢寺・附等の調査を行ひ、又さきに完了せし明治天皇聖蹟調査の繼續として企畫せる歴代天皇聖蹟の調査として上記三名は十三年八月有馬・多紀・出石・城崎・美方五郡に於て花山院・承明門院御墓・恒良親王御遺蹟・雅成親王御墓竝に御遺蹟・後鳥羽天皇御遺蹟に就てそれゝ調査する所あつた。尙出土品の調査に就ては川邊郡小濱村安倉・園田村南清水・加西郡在田村・鎌倉に於て古墳の破壊に依る遺物の

出土があつたので梅原委員、武藤囑託、須賀属が調査を行つた。天然紀念物に關しては山鳥・松本の兩委員が神戸市丸山衝上断層の調査をなせるをはじめとし、明石郡長林寺龍燈の松、多可郡荒神社石櫛・川下神社由縁の松、佐用郡高藏寺の杉弓ノ木の椋、城崎郡桑原神社の公孫樹、美方郡七坂峠の松、多紀郡日置村の六本柳・福住の大杉、南河内の櫟、小金ヶ嶽の石南、津名郡伊弉諾神社の樟に就きそれべく踏査する所あつた。

一、本輯に收録せるものゝ調査に當りて關係の官衙・地元人士その他より公私との援助を與へられた事は誠に多大であつた。特に史蹟の調査に關しては姫路市主事金原岩吉・同書記柏原記義、佐用郡佐用町長鎌井丈太郎、養父郡宿南村助役渡邊彌太郎・同村小學校長八橋喜代松、川邊郡縣社多田神社々司福本賀光・同郡郷社賣布神社々司塚本益男・同郡郷社伊佐具神社々司濱信治・同郡小濱村塚本彌左衛門・加西郡北條町三枝角太郎・同郡在田村笠倉濱廣治・甘中松治・同郡下里村栗山一夫、養父郡進美寺住職山本良航の諸氏、天然紀念物の調査に關しては多可郡比延庄村助役廣田輝逸・同村々會議員廣田傳左衛門・土本興・左衛門・同村信用組合理事廣田恒太郎・同區長小西武雄・同郡西脇町書記徳岡理一・川下神社氏子總代高瀬興作・佐用郡三日月町長八杉省吾・同町書記竹内正信・同町區長原籌・美方郡居組尋常小學校長藤田禎吉・多紀郡日置村長小島禎次郎・同村小學校長・大江國太郎・同村元村長野々口政太郎・同郡城北小學校樋口繁一・同郡福住村長畑甚太郎・同助役遠山喜久馬・同村尋常高等小學校片木龜太郎・同郡南河内村長山田清太郎・同村小學校長石田重太郎・神戸市丸山神戸土地會社伊藤孝次の諸氏より受けたる調査上の援助と好意に對しては深く感謝する所である。

昭和十四年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十四輯

調査項目

史蹟

姫路市

第一 御輿塚古墳

川邊郡

第二 小濱村赤鳥七年銚出土の古墳

加西郡

第三 在田村龜山古墳と其の遺物

佐用郡

第四 長尾廢寺跡



養父郡

第五 進美寺

癸

攝津國

第六 並河誠所の古社建碑

亥

天然紀念物

神戸市

第一 神戸丸山衝上断層

壬

明石市

第二 長林寺の龍燈の松

癸

多可郡

第三 荒神社の石櫛

甲

第四 川下神社の由縁の松

乙

第五 高藏寺の杉

丙

佐用郡

第六 弓ノ木の椋

丁

城崎郡

第七 桑原神社の公孫樹

戊

美方郡

第八 七坂峠の松

己

多紀郡

第九 日置村の六本柳

庚

第一〇 福住の大杉

辛

一一 南河内の櫟

壬

一二 小金ヶ嶽の石南

癸

津名郡

一三 伊弉諾神社の樟

甲

插圖 目次

史蹟

第一圖	御輿塚古墳附近地形圖（陸地測量部二萬五千分一地形圖分載）	一
第二圖	御輿塚古墳外形略圖（武藤測圖）	二
第三圖	古墳所在地附近地形圖（陸地測量部二萬五千分一地形圖分載）	七
第四圖	小濱村古墳出土古鏡斷面圖	一
第五圖	小濱村古墳發見鐵器片	三
第六圖	同 右 形狀圖	三
第七圖	古墳所在地附近地形圖（陸地測量部二萬五千分一地形圖分載）	七
第八圖	西方鞍部から見た龜山	六
第九圖	龜山古墳墳土の一部に於ける圓筒探掘掘跡	九
第十圖	龜山山頂に於ける二個の堅穴位置圖	一〇
第十一圖	第一號室堅穴内に於ける副葬品發見位置圖	一一
第十二圖	第一號室堅穴發見上顎骨	一二
第十三圖	同 右 短甲實測圖（小林氏製圖）	一三
第十四圖	右 刀劍鎗身一部形狀圖	一三
第十五圖	龜山古墳發見刀劍第二號室及鐵鍊一部形狀圖	一三
第十六圖	長尾廢寺址附近地形圖（陸地測量部五萬分一地形圖分載）	一三
第十七圖	遺存礎石測圖（武藤測圖）	一四
第十八圖	進美寺附近地形圖（陸地測量部五萬分一地形圖分載）	一六
第十九圖	進美寺境內現狀	一九
第二十圖	高賣布神社社號標石拓影	二三
天然紀念物		
第二十一圖	神戸丸山衝上斷層所在地一覽圖	二七
第二十二圖	門ノ脇斷層側面圖	二七
第二十三圖	口一里山斷層測圖	二七
第二十四圖	鳴手斷層側面圖	二七
第二十五圖	檜川斷層側面圖	二七
第二十六圖	檜川上斷層側面圖	二七
第二十七圖	長林寺附近地形圖（陸地測量部五萬分一地形圖分載）	二八
第二十八圖	荒神社附近地形圖（同右）	二八
第二十九圖	石櫓の葉	二八

第 一 圖	川下神社附近地形圖 (陸地測量部五萬分一地形圖分載)	八三
第 二 圖	三日月町附近地形圖 (同 右)	八三
第 三 圖	桑原神社附近地形圖 (同 右)	八六
第 四 圖	七坂峠附近地形圖 (同 右)	八七
第 五 圖	日置村附近地形圖 (同 右)	八八
第 六 圖	福住附近地形圖 (同 右)	八九
第 七 圖	南河内村附近地形圖 (同 右)	九〇
第 八 圖	小金ヶ嶽附近地形圖 (陸地測量部五萬分一地形圖分載)	九一
第 九 圖	伊弉諾神社附近地形圖 (同 右)	九四
第十圖	南河内の櫻 ($\frac{1}{2}$)	九九

圖 版 目 次

史蹟

圖

版

目 次

姫路市 御興塚古墳

(上) 御興塚古墳外形

(昭和十四年三月撮影)

(下) 玄室と遺存の石棺

御興塚古墳石室實測圖 (武蔵測圖)

御興塚古墳石棺實測圖 (同 右)

川邊郡 小濱村赤鳥七年鏡出土の古墳

(二) 東方より観た古墳の残存状態

(二) 現存封土の示す切斷面

(二) 小濱村赤鳥七年鏡出土古墳外形略圖 (梅原委員製圖)

(二) 封土に於ける残存石室の位置

(二) 残存の堅穴式石室

(二) 吳赤鳥七年半圓方形帶神獸鏡

右 石室斷面略圖 (同 右)

右 (昭和十二年七月撮影)

右 (昭和十二年七月撮影)

(二) 内行花紋銚及玉類

(昭和十二年七月撮影)

加西郡 在田村龜山古墳とその遺物

龜山山頂古墳外形略圖(梅原委員製圖)

(昭和十二年十二月撮影)

(一) 逆池を距て、南方よりの龜山全景

(二) 龜山山頂に掘り出された堅穴

(昭和十二年十二月撮影)

(一) 第一號室(堅穴全景)(西方上部より)

(二) 第二號室(堅穴全景)(南方より)

(昭和十二年十二月撮影)

(三) 同 右 南半部

(同 右)

(二) 同 右 傾瞰景(東方より)

(同 右)

(三) 第二號室(堅穴全景)(南方より)

(同 右)

第二號室(堅穴)實測圖(梅原委員實測製圖)

(昭和十二年十二月撮影)

(上) 第一號室發見半圓方形帶神獸銚 徑四寸八分

(昭和十二年十二月撮影)

(中) 乳紋小銚 径二寸一分

(同 右)

(下) 第一號室發見小札(草摺の一部か)

(同 右)

第一號室發見鐵製橫矧板銚留眉庇附兜

(同 右)

第一六 同 右 實測圖(小林行雄君實測製圖)

(昭和十二年十二月撮影)

第一七 第一號室發見橫矧板銚留短甲(上、前胸 下、後胸 上肩、右側面)

(昭和十二年十二月撮影)

(一) 第二號室發見短甲(上、後胸 下、前胸)

(同 右)

(二) 第一號室發見籠手殘缺(上、表 下、裏)

(同 右)

龜山古墳發見刀劍身及鎗身(右、九口第一號室發見左、四口第二號室發見)

(昭和十二年十二月撮影)

(三) 第一號室發見劍(2)拵細部

(同 右)

(三) 龜山古墳發見鐵鏃及金具類

(同 右)

佐用郡 長尾廢寺址

(一) 塔址遠望

(昭和十三年冬撮影)

(二) 塔址心礎遺存狀況舊態

(昭和十四年三月撮影)

(三) 同右 實測圖(武藤測圖)

(昭和十三年冬撮影)

(一) 出土遺瓦(佐用農業學校所藏)

(二) 遺存磯石の一

(昭和十三年冬撮影)

養父郡 進美寺

第二四 (二) 進美寺山遠望

(三) 進美寺山中腹より日高町附近の平野を望む

(同 右)

第二五 進美寺衆徒連署狀 (進美寺所藏)

(下は右連署狀に對する但馬國司以下の承判)

第二六 (二) 鐘銘拓本

(三) 鰐口 (明徳三年在銘) (進美寺本堂所懸)

攝津國 並河誠所の古社建碑

第二七 (上) 賣布神社社號石標

(昭和十年秋撮影)

(下) 多太神社社號石標

(同 右)

天然紀念物

神戸市 神戸丸山衝上斷層

第二八 (一) 鷹取山より觀たる丸山盆地

(昭和十四年三月撮影)

(二) 門ノ脇斷層

(昭和十二年撮影)

第二九 (一) 榆川斷層

第三〇 (二) 口一里山斷層

(昭和十四年三月撮影)

(三) 鳴手断層

(昭和十四年四月撮影)

明石市 長林寺の龍燈の松

(昭和十四年二月撮影)

第三一 (一) 龍燈の松全形

(昭和十三年撮影)

(二) 同右根幹部

(昭和十四年四月撮影)

多可郡 荒神社の石櫛

第三二 (一) 石櫛全形

(昭和十四年二月撮影)

(二) 同右根幹部

(昭和十四年四月撮影)

多可郡 川下神社の由縁の松

第三三 (上) 由縁の松全形

(昭和十四年二月撮影)

(下) 同右根幹部

(昭和十四年四月撮影)

佐用郡 高藏寺の杉

第三四 高藏寺の杉

佐用郡 弓ノ木の樟

第三五 (上) 弓ノ木の樟全形

(昭和十四年撮影)

城崎郡 桑原神社の公孫樹

第三五 (下) 桑原神社の公孫樹

多紀郡 南河内の櫟

第三六 (一) 南河内の櫟全形

(昭和十三年撮影)

(二) 同 右 根幹部

津名郡 伊弉諾神社の樟

第三七 伊弉諾神社の樟

(昭和十四年撮影)

史

蹟

調査委員
同 同 同 同 同 同 同
囁 託
魚澄惣五郎
馬直勝藏
村井原蔵
置伊太郎
吉末郎
梅治郎
辰太郎
中勝郎
武藏郎
武治郎
伊人郎
置人郎
辰人郎
中人郎
馬人郎
村人郎
井人郎
原人郎
鹽人郎

姫路市

第一 御輿塚 古墳

〔圖版第一—第三〕

播磨平野の中心を成す市川流域平野の周邊部には數多く古墳の營造が見られ、且石棺の發見例の少なからざる事が注意されて居るが、その中にて古くより著名なもの、一つは姫路の北郊舊城北村北平野に存する御輿塚である。玄室中に石棺の遺存を見る横穴式石室古墳で播磨鑑には

輿塚 平野村ヨリ三丁寅方同村ノ内ニ石輿アリ。長七尺、幅三尺二寸、高サ三尺五寸

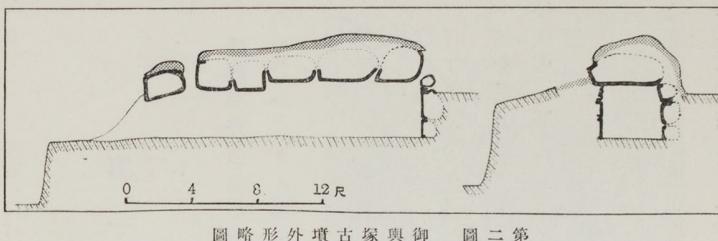
とあり、石棺を石輿と誤り稱した事が知られる。塚



圖形地近附墳古塚輿御 圖一第一
(圖形地一分千五萬二)

兵庫縣に刻した標石を建設せしめ、北平野區を管理者に任じて遺蹟の保護を講ぜしめ今日に至つて居る。學界には早く和田千吉氏の論文中に引用せられてより知られて居る。

二



圖二 第御塚古墳外形略圖

塚の位置は縣社廣峯神社の鎮座する廣峯山の南の山麓、姫路市北平野部落の北方にある貯水池(俗稱上池)の北側に當り、地番は姫路市北平野町字興塚千百九番地(部落有地)である。山裾の階段狀をなした臺地の端に極めて巧に地形を利用して築成せられてあるので雜木に蔽はれた外觀はさまで塚として著しくないが、石室の規模は相當に大きく主軸を略正しく南北の線に添ふ様に築かれ、玄室は奥行十七尺六寸、幅六尺八寸、高さ六尺三寸を測り巨石三個を天井石とする。羨道は東に片寄りて作られ完全に開口し幅五尺二寸(入口に於ては四尺七寸、高さ五尺、長さは十五尺を測り三個の巨石を天井石とする。側壁は自然石を大小混じて用ひ玄室に於ては東側壁が上部や内側に傾斜して居る。羨道部兩壁が入口よりも更に外方に東壁にて約六尺、西壁にて約三尺も延びて居る事は羨道兩端の天井石奥壁等の要所に形のよい巨石を用ひて築造法整然たるものがある事と共に羨道入口部の工作法として注意を惹く。石棺は奥壁に接近して正しく中央に

安置せられ羨道入口より窺ひ見る時幽玄の感がある。石室の造構に於て特筆すべきは地形利用の點である。即ち高さ約二間の臺地の角に近い地點に於て略壁の高さだけ地山を掘穿し石室築成に便ならしめて居るのであつてこの爲に東及北側より見る時天井石とそれを蔽ふ僅かな封土の隆起のみが認められるに過ぎない。もとより封土が辛じて石材を蔽ひかくす程度に過ぎない状況は長年月の間にそれが次第に失はれた結果であらうが當初に於ても石室の大きさに比してはさまで大きくなかったに相違ない。それは封土が石室全體を蔽ふ一般の場合とは趣を異にして居る結果であつて此の點に本塚の特色を思ふべきである。

三

石棺は家型組合せ式に屬し石質はやゝ黃色を帶び質密な花崗岩である。前後の側石が失はれて居る以外、殆ど完全で臺石は七分土中に埋まり水平に且石室兩壁に正しく並行に据えられてある状は本來安置のまゝの狀態なることを思はしめる。元來横穴式石室安置の家型石棺の棺身は多く剝拔式であるのに之は組合せ式に屬することが先づ興味を惹くが詳細に觀察を加へる時造作極めて精巧であることが知られ一層興味を覚えしめる。さて蓋石は長さ六尺六寸、幅四尺、高さは九寸五分で大きさに比して厚味に乏しい點を特色とする。此の種の類例が當地方に屢々見出されるこよりして^(註)一の地方的特色と爲すことが出來やう。繩掛突起の作り出しが著しくなく、突起僅に七分を測るに過ぎず全く形式化して居ることもこの形態に相應する特異點である。次に内側には種々工作が施されてある。即ち左右兩側に於て幅五寸、前後兩端に於て幅一寸三分の縁

がめぐらされその内側に一段低く幅五寸乃至六寸の側石を受ける部分があり、その内側が極く僅か曲線を以て凹んで居る。尙前後兩端に於ては側石の幅に應する爲に周縁部に切り込みが作つてあり工作精緻なることが知られる。

臺石は長さ六尺八寸、幅三尺八寸、厚さ約五寸を測り、長さ五尺八寸五分、幅二尺三寸五分の正しい長方形の臺座が作り出されその高さ約一寸五分である。左右の側石は厚さ四寸の平滑な板石で臺石の上に臺座の縁に添ふて立ち高さは二尺三寸五分である。兩端に各切り込みがあつて幅二寸、高さ一寸の突起となりその部分だけが臺座の長さより突出し、前後側石の溝に嵌入する様になつて居る。前後側石は可成以前より失はれて居たものゝ如くである。以上の觀察によつてその大きさや造作を推定すると幅四尺一寸乃至四尺三寸、高さ二尺三寸五分、厚さ約四寸で幅二寸、深一寸餘の溝二條が二尺三寸五分の間隔で作られてある筈である。昭和七年九月市内伊傳居(字屋敷)四百十六ノニに於て橋板に用ひられてある一個の板石が石棺々材に似て居ることが發見せられ姫路市役所の注意によつて、城北小學校々庭に移して保存することになつたが、その法量がほど御輿塚の石棺の前後側石の大きさに相近い處から多分その一であらうと傳へられた。就て検するに幅三尺三寸、堅二尺二寸、厚さ約五寸の格好の板石であつて一方の端にのみ幅二寸の縁がござれてあり石棺々材の如く見ゆる點もなないではないが、一方の面は自然石のまゝで平滑さを缺き隨つて周縁の幅も一定せず少くとも精巧なるべき本墳の石棺々材とはなし難く判断せられた。思ふに前後兩側石は可成古く失はれその時副葬品も悉く失はれたものと思はれる。

四

前項に述べた如く石棺の棺材一部が失はれた時副葬品の發見があつた筈であるが、今日一物をも傳へて居ない。之は發掘散佚が相當古いことを示すものであらう。遺物が皆無なる爲に墳の築造年代を推定することが困難であるが、横穴式石室古墳として典型的形式を有する本墳自體の構造上より考へて所謂古墳時代後期に屬する事は申す迄もなからう。遺蹟としての價値は石室の築造に自然地形利用の著しい工作が見られる點並に石棺の構造形式に注意すべきものを有する點に求められるであらう。

市川流域の原史時代遺蹟の一として本墳の調査記録を報告し後日の綜合的研究の一資料となる點とする所以亦この點に存する。(武藤囑託)

〔註〕

大きさに比して厚味に乏しい石棺蓋の例として管
見に入れるものゝ二三を擧げると、神崎郡八千種村
銀治屋西邦寺境内所在の家型石棺蓋(堅五尺三寸五
分、幅二尺六寸、厚さ六寸)や加西郡富合村山伏峠所在
寸五分に對して厚さ七寸にすぎぬ。

の二個の石棺蓋の内長持型のもの(本報告書第九輯

五十四頁及圖版第十一・十二所載)があり、又本墳所在の北平野西にある常稱寺境内に家型石棺蓋が靴脱石に用ひられて存するが、之亦堅五尺四寸、幅二尺七寸五分に對して厚さ七寸にすぎぬ。

川邊郡

第二 小濱村赤鳥七年鏡出土の古墳

〔圖版第四—第七〕

昭和十二年五月月中旬京都帝國大學助手小林行雄君が、川邊郡小濱村安倉に堅穴式石室を主體とした一古墳の暴露してゐることを告げて、それから出たと云ふ遺物の小さな寫真を示された。處が寫眞中にある一面の破鏡は支那の三國時代に多い年號鏡の特徴を備へたものであつたので興味を感じ、同月十九日同地に出掛けて、所藏者塚本彌左衛門氏に就てそれを實見した。幸にも豫想が適中して、銘帶から赤鳥七年なる文字を検出することが出来、また堅穴式石室も略ぼ原形を推し得るものがあることを知つたのである。依つて七月四日小林羽館の兩君並に最初此の遺跡の所在を小林氏に報じたと云ふ藤澤一夫君等と再査して、此の本邦稀な紀年のある鏡を出した遺跡の實體を明かにするにつとめた。いま次に其の結果を錄して報告とする。

本調査は委員が日本古文化研究所の事業の一として從事してゐる「近畿地方古墳墓の調査」と聯關して遂行したものに係る。これを本縣の報告に錄するに當つて初に記して負ふ所を明かにして置く。

さて遺跡の所在地小濱村安倉は川邊郡の西北隅に當り、有名な寶塚の東南約二十餘町の所にあ



圖形地近附地在所墳古 圖三第三
(圖形地一分千五萬二)

る。その地は武庫川が谿谷の間から平地に出た部分の東邊に近く、そこに堆積された沖積臺地の一部に外ならぬ。遺跡所在の地籍は安倉のうちの小字紺櫻で、安倉部落から南に離れた俗稱鳥島の人家のある低い臺地上の北西端である。寶塚から尼寶自動車専用道路のバスに依つて南東行して安倉驛で下車の上、一町近く南すると、安倉から稻野に至る道路との交叉點に接して、新たに東

方の臺地に上る里道の通じてゐるのが注意される。この新道こそ實は遺跡暴露の因由をなしたもので

遺跡はこの道を東にのぼると直ちに到達する。即ち右の臺地の端に營まれたものなのである(×の地點)。

遺跡は該部位の道路の北側に封土の切斷面を露はしてゐて、その面に石室の一部も残存、何人にも容易に古墳なることを認めしめるが、而も既にその半ばを失ふた上に残存部の裾の處々にもと附近にあつた小石を集めて堆積してあるので、著しく形を損じて、一見本來の形を確め難い外觀を呈してゐる。併し吾々の仔細に點検した結果からすると、殘存封土と三間幅の道路を挟んで、道の南側の畠地には少許の隆起した部分があり、それがもとの封土の裾の名残と覺しく、また現在切斷面の示す層序の實際からして、後に積み重ねられた部分の區別などもつき、古墳本來の形が圓くて、其の底徑が五十四、五尺の間にあつたことが豫定せられるのである。圖版第五の(一)の圖に點線を以て示

したのは右の復原形とする。平面形に對して、塚の立面は現在道路面から約九尺の高さを示して上部の稍々平な完好な形をしてゐる。そして斷面を表はしてゐる部分に依ると、右のうち道路面の直上は河原石の沖積層で、本來の地盤と思はれるが、同部は一尺五、六寸で厚さ六寸内外の均一な粘土質の土層となり、その上に若干の砂利を混じた赤褐色土が重ねられてこれは盛土と覺しく、更にそれから後述の石室の營まれた封土となる。して見れば現存の外形は殆んど全部築かれたもので右の切斷面から引いて墳營造の實際をも推し得る次第である(圖版第5の二)。

以上の封土からはなほ埴輪圓筒片が發見せられてゐないから外部の表飾として其の圍繞はなかつたと見る外ないが、別に塚の裾の部分に近く、表面に可なり大きい川石の存在が注意せられる。これは斷面を表はした封土の東邊から北の方に亘つて明瞭に認められるばかりでなく(圖版第6の一)、上記の塚の南縁と思はれる道路南側の若干隆起した部分にも殘存するので、所謂葺石の一部と見做して誤りない様である。但し右の川石は單に裾廻りだけで上邊に見當らない處からすると、全表面を葺き固めたものではなくて、前年見出された山城乙訓郡大原野村石見上里牛廻り古墳に於ける⁽¹⁾と同様、該部分にのみ設けた特殊な例とすべきであらう。

二

前項の外形に對してその主體たる石室は、初にも擧げた様に堅穴式の系統に屬するもので、殘存封土に其の切斷面を露はしてゐる(圖版第4の二)。其の位置は現在封土の中央からは稍々東北に片寄つた様に見えるが、道路に最大幅員を表す殘存の封土面に對して、可なり斜な位置を取つてゐること

外形圖に示す如くなので(圖版第5の一)、平面形の上からはまさに中央に位するわけであり、更に發掘を見た人々の言ふ石室のもの長さが三間半位あつたとすれば、其のがもとの外形の略ぼ中央に位することいよ／＼確められる次第である。この室は大凡主軸をば北東から南西の方向に置いてゐて、現存の部分が最も高く、それから南西の方へ若干の傾斜を示したと傳へ、殘存部にもその然るを思はしめるふしがある。次に立面上の位置は最も高いと傳へられる現存部分の示す處、既記の若干砂利を含んだ赤褐色土層の上に盛つた一層砂利の多い赤土の中であつて、前者の界から上約一尺五寸の處に四んだ石室粘土床の下底を置いてゐる。従つてその築造は封土をば可なり盛り上げて然る後に行はれたこと疑ふべくもない。

石室は既に大半を失ふて、現在はその一部分を残すに過ぎないが、幸にも封土の切斷に依つてその斷面が示されてゐるので、かへつて他に容易に見ることの出來ない構造の細部を究め得る便利がある。主要な側壁を築いた用材は、角の取れた大きな川石である。その點堅穴式石室の概ね扁平な小板岩を以つて築いたのと違ふが、これは西方近くに流れてゐる武庫川の川石を利用した便宜から出たもので、其の築造の具合は他と同じく、また天井部は扁平な板岩を以て覆ふてゐる。室の築成は先づ良質の粘土を用ひて下底部を固める敷となし、中央をば主軸にそつて曲ませて一種の舟形床を作り、然る後に右の凹みの縁邊に川石を以て實質上右床部の被ひたる室を架構したものである。其の壁面に當る石は出来るだけ内側に平滑な面を揃へて積み、漸次上部を持ち出して断面梯形をなしてゐる外、その外側に更に石材を添へ積んで一種の塚形をなし、空隙に粘土を加へ

天井石を覆ふて後、更に外部をばやゝ厚く粘土で包んだこと實測圖（圖版第）に見る如くである。

現在部は右の室の北東端の四、五尺の部分に過ぎないが、同部で測ると幅は二尺四五寸で、その部分の下底の粘土床は五寸位凹んで居り、同部での室の高さは二尺内外を測る。床の上面は現在朱に染んで同部に埋葬のあつたことを推さしめる。傳へる様にこの室が本來三間半位の長さであつて、南西の方程低くなつてゐたとする、それは極めて細長くて、床の示す構造と共に川邊郡西谷村萬籟山古墳の石室に合致する點が注意せらる。⁽²⁾ 即ち本墳の主體は近時明瞭の度を加へて來た堅穴式石室中の古式に屬し、その上に舟形葬からの發展形を辿り得る類たることが知られるのである。

三

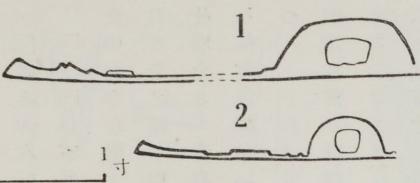
此の石室内に於ける遺骸並に副葬品藏置の状態に關しては、本墳が道路工事の際不用意に破壊されたものであるが爲に、今日其の詳細を知ること固より不可能である。併し聽く處に依ると、工事の着手は昭和十一年四、五月の頃であつて、作業の進行に伴ひ石室の一部が見出されたが、土工の人々は深く注意することなく、それを壞して行つた。處が塚の北半の土地所有者たる塚本彌左衛門氏は破壊の手が同部に及ぶに及んで、一日見分に出掛け其の現存の部分に近い所から遺物の一部を検出爾後二日を費して、現在收藏する遺物類を得たのであると云ふ。なほ自餘の副葬品として、赤燒土器の存在を傳へるが、實物は失はれてしまつた。右の所傳は學術的見地からすると極めて不充分なものであるが、それが事實の大體を傳へてゐるとして、遺物の主なものは室の北東部

にあつたと見られる。この事は前項述べた石室の構造と併せ觀ることに依つても、遺骸が北東を枕にして、室の北寄りに伸展葬せられ、その頭部に接して鏡等を藏置したとする埋葬の原形を想定せしめるのであり、前年調査した相似た構造を示す近江蒲生郡安土村瓢箪山古墳後圓部中央石室に於ける埋葬との類似がまた考へられて来る。

さて右の塚本氏の採集した遺物、即ち現存の本墳の副葬品は、珍らしい吳の紀年鏡の外になほ一面の内行花紋鏡があり、以下管玉・小玉・鎗身片・刀身片・鉢片等を數へる。之等は一昨昭和十二年十月二十五日附で文部省から考古學資料として重要美術品に認定・保存の法が講ぜられた。左に赤鳥七年鏡からはじめて、一々の性質を解説する。

(一) 赤鳥七年半圓方形帶神獸鏡（圖版第）

破碎してゐる上に、現在その破片の約三分の一を失ふてゐて完形が見られない。併し復原するごとに、徑五寸六分となつて（⁽⁴⁾ 支那三國時代の紀年鏡）しでは大きな部類に屬し、背文の鑄上りは中等位ながら、綠斑銹の間に白光の色澤を遺存し、本來佳良な白銅鏡であることを示す點また通常のものに勝つてゐる。鏡背文は扁平型の大きな鉢を中心として、内區に肉刻表出の四神四獸を配し、繞らすに半圓方形帶を以てした吳代紀年鏡の標本的な構圖で、その内區鉢孔の上下に位する神人の兩側にはそれゝに飛禽形が表はされてある。銘帶は他と同じく外區にあつて右行となつてゐる。いま紀年の初の一宇を



圖四 第一
小浜村赤鳥七年鏡出土古墳断面圖

缺けなどしてあるが、意を用ひて釋讀した所大要次の如くである。

□鳥七年在□□丙午昭□日。青清明・鏡百幽漳。服者富貴。長樂未央。子孫□□□□□陽

□□□(以下缺)

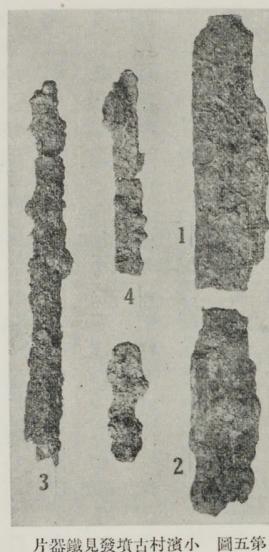
文中左字を混じ(左侧に・を、附した諸字)、文意の通じ難い處多いが、失はれた初の一宇は次の鳥の字から推して赤なること疑を容れるの餘地がなく、それから吳の赤鳥七年即ち西暦二四四年の製作であることが分明する。赤鳥の紀年鏡は嘗て甲斐國西八代郡大塚村宇上野原の一古墳から出土したものがあり、前年後藤守一氏に依つて紹介せられたが、こゝに同じ紀年鏡の例を關西に於ても見ることについた。⁽⁵⁾それは彼の魏の正始元年に比定せらるゝ鏡が、關東の上野國と縣下の但馬國とで發見せられた事實と併觀して興味を惹くものと云ふ可く、而も彼と違つて南支那の作品なる點が特筆に値するのである。

(二) 内行花紋鏡(圖版七)

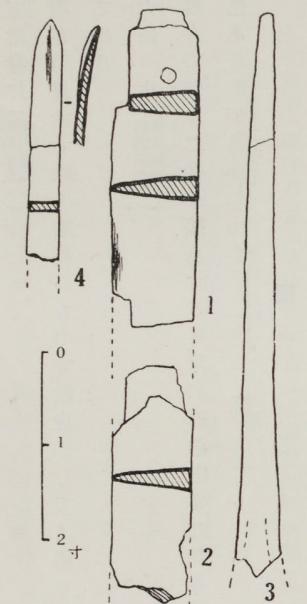
徑三寸六分、緣厚一分餘の小鏡で、面に一分の反りを示す。また破碎して内區の一部を缺くが、原形を推すに不足はない(圖版第一)。背文は半球形に近い鉢を繞つて、一種の幾何學文を添へた内行六弧の主文と、櫛齒文帶とを置いたのみの簡単な構圖で、その丸味を帶びた表出其の他から本邦上古の鏡鏡と解せられる。なほ地肌は鉛銅色をして、斑銹を點じ、全面また丹色に染んである。この朱色は赤鳥鏡にも見られて、共に遺骸に近く置かれたことを推ししめるのである。

(三) 玉類(圖版七の二左)

現存するのは管玉大小三個と玻璃小玉二粒とである。其の小玉は水色の普通品であり、管玉も亦碧玉を以て作つたものに屬する。併し此の方



第五圖 片器鐵見發墳古村濱小



第六圖 形片器鐵見發墳古村濱小

は三者互に大きさなり、色澤なりを異にする。即ち最も太い一(長二寸六分)は表面が碧色に近く、光澤また最も高い。そして中央の孔は太さに較べてかなり細く貫通するのに對し、他の二個は共に極めて細い、表面の灰色をした類で、中央の孔が大きい。

また其の一つは長さ九分位あるが、他は僅かに二分餘のもので、近年北九州の甕棺内から時に銅劍、銅鋸等と併出する類と趣を一にし、古調を存した點が擧げられる。

(四) 刀身斷片(圖版第五・六)

三寸五分と二寸との断片で、前者は關の部分を存し、その莖の部分に目釘孔と覺しいものが認められる。共に峯幅の厚い作りである處からすると、もと同一刀身の部分をなしたものか。其の刃互りが一寸を出ないので、固より長刀ではなかつたと見られる。いま兩者とも表面に鞘の木片が殘存

する。

(五) 鎏身片(挿圖第五・第六兩圖³)

現存の長六寸餘の細長いもので、鎔身としては稍々異例に屬する。その下邊に袋穂の一部が残つてゐる。

(六) 鍔 片(挿圖第五・第六兩圖⁴)

殘存の破片二個を接合すると、幸に器の主要な部分が復原され(長二寸五分)、その一端に此の利器の特色ある形が認められる。

四

本古墳の發掘は全く偶然の事情に發し、爲に遺跡の實際に意をこじめることなく、出て來た石室の大半を破壊し去り、また出土品に對しても注意を缺いたので、委員が年を越て調査した如上の記述は學術的見地からは頗る不充分なものである。併し塚本氏に依つて遺物の一部が採集せられ、うちに紀年鏡を存し、また石室の一部を殘存して、それから本來の大體の構造性質を推し得るのは今の場合寧ろ幸させなければならぬ。此の奥城に葬られたのが如何なる地位の人であつたかは固より知り得ないが、其の殘存石室の示すところ、本邦墓制中特色の多い堅穴式石室の古い式の標本をなすものであり、而も内部から西紀三世紀の中葉に作られた明徴のある鏡を出した點で、此の石室築成年代が、右の時代を廻り得ないのを知り得ること、學術上興味を惹くであらう。それと共に更に該遺物の南方支那の所産であること、また上代に於いて我が邦と南方との交渉を物語る上

に一例を加へたものとして注意に値するのである。縣下では前年神戸市夢野丸山古墳から建安式の重列神獸鏡が發見されてゐる⁽²⁾が、まさに後者と併せ考ふ可き點とする。然らば本遺跡は既に本來の半ばを失ふたことは云ひ乍ら、殘存部の保存を當然考慮すべきであらう。報告を終るに至つて遺物の調査に便宜を與へられた塚本氏と、調査作業を分擔せられた小林行雄・藤澤一夫・羽館易の諸君に謝意を表する。(梅原委員)

〔註〕

(1) 梅原「乙訓郡にて新たに發掘せられたる二古墳」
(4) 何となれば下に鳥なる字のつく紀年は赤鳥以外に存しないからである。

〔京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告書〕第十三冊
所載参照
(5) 後藤守一氏「赤鳥元年鏡發見の古鏡」『考古學雜誌』第十四卷第六號參照

(2) 梅原「攝津萬籜山古墳」『日本古文化研究所報告第

四冊』近畿地方古墳墓の調査(参考)

(3) 梅原「安土瓢箪山古墳」『滋賀縣史蹟調査報告書』第七冊
七冊所收

加西郡

第三 在田村龜山古墳と其の遺物

〔圖版第八—第二〇〕

昭和十二年十二月の上旬、加西郡北條町に近い在田村筒倉の人々が、同村龜山々頂を穿つて古墳に掘り當て多數の遺物を發見した。此の事栗山一夫氏に依つて縣の社寺兵事課に報ぜられたので、武藤囑託須賀屬は同月二十日實地の調査を行ひ、北條警察署に保管中の出土品を實見した結果、遺跡の構造が珍らしいのみならず、遺物に重要なるものもあることを確められた。そこで二十五日から二十七日に亘つて梅原委員の一一行は同地に出掛け、これが徹底的な調査を行ふたのである。此の度は武藤囑託家族の急病で参加せなかつたが、折から滯洛中の京城帝國大學教授藤田亮策氏が行を共にし、京都帝國大學文學部助手小林行雄氏、東方文化學院京都研究所員羽館易氏と共に調査に協力せられ、地方人士またそれに多大の便宜を與へて與れたので、所期の目的を遂げるこゝが出來た。即ちこゝに其の協同調査に依つて得た處を錄して報告とする。

發見された古墳の所在地龜山は、加西郡の中心都邑の北條町からは東方約二十町に隆起してゐる山丘である。それは町の北西に聳える深山(標高四二〇・九米)から東南に延びた山の流れの端に當つて居り、標高は百六七十米突の間にあり、圓錐形に近い目立つた山容をなすものである(圖版第一)。



(墳古×) 圖形地近附地在所墳古
(圖形地一分千五萬二)

さて古墳は此の龜山の頂部に存在するの

であつて、可なり急峻なその山頂に近い部分

の東側に埴輪圓筒の圍繞した迹が顯著に残

り、山頂に營まれた好例をなす。いま右の圓

筒の所在からして外形を測ると、其の高さは

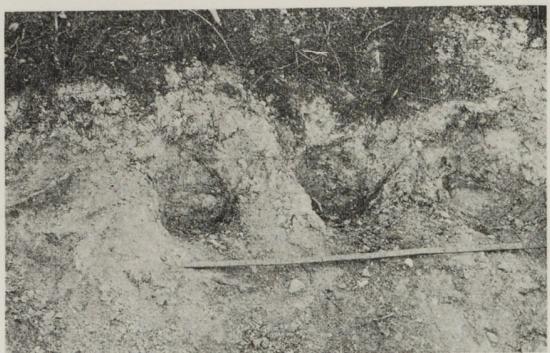
二十二三尺の間にあり、平面形は圓に近いが東西に較べると南北の方が稍々長くて、前者の徑約百四十尺に對し、後者は百六十餘尺を示す。尤も本古墳は平地に於ける墳丘とは違ひ、地形の上から右の外容がすべて築かれたものとは認め難くて、其の大部分は本來の地形を利用したと考へられる。平面形の徑の南北の方が長い如きはその自からなる現はれと解す可く、更にそれは見出された内部主體の構造から確め得ること後述の如くである。此の點からすると本遺跡は山

頂を利用して遺骸を埋葬し、下邊に鉢巻状に圓筒を樹て、右の墳域を劃したものに外ならぬ。遺跡地帶の東半はいま松樹で被はれ、西方また若松を見るが、上部はもと愛宕社があつた爲でもあらうか、殆んど樹木がなく、約五六十尺四方は割合に平坦である。これに反して、それから下方の

圖八 第
西方鞍部から見られた山龜

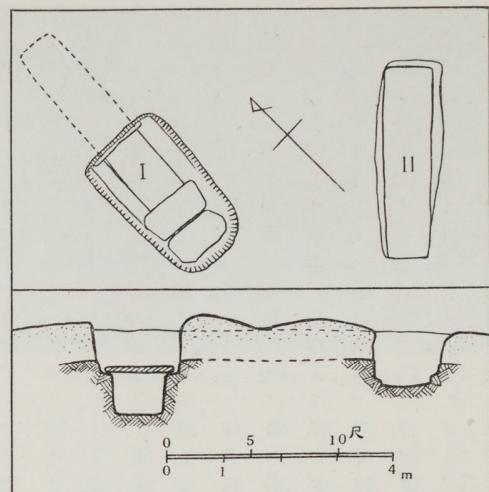
東西北の三面は比較的傾斜が急になつてゐる(圖版第八)。外部の表飾としては既に觸れた東側に於ける圓筒列から其の圍繞の推し得るのを著しいものとする。而してこれが地方人士をして頂上に埋藏品あるを想定し、發掘を行ふに至らしめたものである。尤も同部の圓筒は調査以前に土地の人々の手で採掘破壊されて破片化し、多くはそのもと樹てられた四所を残すに過ぎなかつたこと(第九圖)に見る如くであるが、右の四所から推すと、圓筒列は下邊で五六寸の間隔を以て比較的密接して樹てられて居り、また其の圓筒は下底の徑七寸内外であつたことが知られる。圖版第二〇の一は右の掘り取られたうちで、下半部の形をとじめた圓筒の一例である。

此の龜山はもとその上に愛宕の小社の存した頃には村人の時々參詣する者などもあつたが、十數年前同社の氏神に合祀せられて以後は、部落有の山林となつて、平坦な上部にもとの臺石等の殘存するものがあるのみで、殆んど訪ぶ人がなくなつてしまつた。處が昭和十二年の秋に、村人が眞狩に出掛け、偶然にも上記の圓筒列を見出し、上部の塚であるに思ひ至り、それから過般の發掘を

圖九 第
古墳封土一部に於ける筒形圓筒の掘出

見ることになつたのであると云ふ。發掘を主裁したと思はれる篠倉區長濱廣次氏の談に従ふと、發掘は同氏並に同姓横太郎・同國太郎三名の手で、區長の許容を得た上で行ふたもので、當初區長代理甘中安次氏立會の下に十二月六日の朝から着手した。間もなく頂部の東南寄りから遺物を得た外、西方で室の蓋石を見出しそこになり、而も其の造りが美事であつたので、警察に届出を行ひ、改めて區長甘中松治氏の立會を求めて、宇高半治氏も加はり、同日午後三時頃蓋石の一部を除き内部の遺物を取出したのである。これが區長の名義で北條警察署に届出られたのは同月八日である。かくて委員等の調査までに現地を訪ぶもの多く、中には試掘を行ふものがあり、なほ遺跡の重要性に鑑みて再び主體を埋めて原形を復することになつた後にも、土地の人々が古鏡一面を得るなどの事があつた。但しこれは最初發見した南東部の遺物の名残と思はれる。

右に述べた發掘に依つて、本墳の内部構造が單一でなく、うちに相似した二つの構造のあることが分明した。二者は共に上記外容の頂部に近く存し、一は其の稍々西寄りに南北を主軸とした整美なものであり、他は東南隅に偏在して、其の主軸の方向を北東か



第十圖 于山頂に現れる穴の位置置き

ら南西に置いて居り、兩者の中心間の距りは約十五尺である。此の見出された二つの構造部分の位置は平に近い頂部の全域に對して、稍々西と南東とに偏在してゐるから、これ等に對する北東部には一個の室を容れる餘地は充分にある。處が該部分はもと愛宕社のあつた所で、現在もその社殿の臺石に用ひたと覺しい石材が散在してゐて、既に攪亂された形跡があり、簡単にその存否を確めることが出来なかつた。で、いま見出された二者を内部構造として、便宜上西方のものを第一號、南東方を第二號と名づけて、その各の構造並に副葬品の遺存状態を擧げることにする。

第一號の構造部分は、既に述べた様に、南北線上に主軸を置いたもので、其の形式は堅穴式の系統に属する。其の大きさは長さ約十五尺、幅二尺四五寸、高さ二尺三寸内外あつて、細長い箱形をなすところ同式の通性を具へてゐる。併し此の室は普通の場合の様に石材を積んで其の四壁を積成したものではなくて、所在地龜山を形成する角礫凝灰岩質 (Tuff breccia) の地盤を利用して、その中に右の大きさを掘り凹めて作つた眞の堅穴である點に特色があるもの、而してこれは次の第二號の室に於ても同

様である。既に外形の記述の際觸れた様に、こゝでは岩盤は上に僅かに一尺七八寸の土壤を載せてゐるばかりなので、現表面下五尺内外に底面のある室は全部岩盤に穿たれてゐるのみならず、同じく岩盤のうちに右の室に石蓋を加へる爲の設備として、其の上邊の四周をば更に一尺位宛廣く掘り擴げた段をも設けて居ること圖版第一〇の實測圖に示す如くである。即ち其の地盤への掘り込みは二段になつてゐて、深い下方が墓室をなし、上方の淺い段に大石を並列してそれを被ふ様に作つたのである。

此の室に對する蓋石は地盤と同じ石材から切り出した厚さ五六寸の板狀のもので、相似た大さのもの七枚から成る。即ち各石の縦はそれく、四尺内外あつて、室に横架するに充分な大きさであり、幅は最大二尺八寸で、七枚を並列して室の長さ十五尺の上部を完全に被ふてゐる。發掘の際南から數へて其の第三と第四の兩石が取除かれたのであるが、他はすべてとの位置に存して、それ等の状況から、岩盤に穿つた堅穴と蓋石との空隙をば粘土で充填したのみならず、蓋石相互の合せ目から石の外側に亘り同じ粘土の目張りを施したことがまた知られるのである。

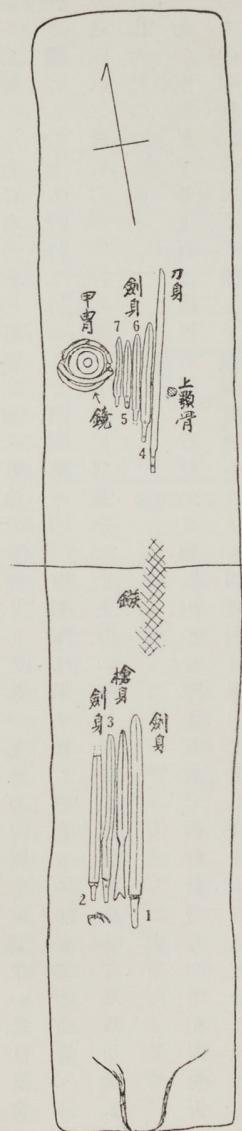
室の四壁は斯様に地盤に掘り凹められたものである關係から極めて簡単で、大體直方形に近い斷面を示すが、其の掘り込む技術の上から、壁面は自ら上程外に開く傾向があるし、また底部も若干中凹みになつてゐる。而して此の底部はまた主軸の線に於て兩邊が稍々深く、其の南端の中央に少し許りの凹みの作られてゐるのを記すべき點としよう(圖版一)。

さて本墓室は周囲が岩盤である上に、上部の被覆が上記の様な入念な設備を施したものであつ

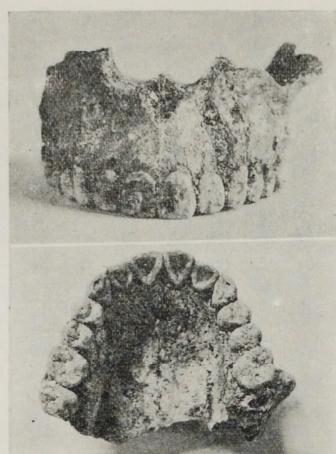
たので、内部に土砂の流入などなく爲によく舊態を存した。かくて過般の採掘に當つて、蓋石を除くや内部から各種の遺品がほど副葬當時の姿で見出され、發掘者を驚かせたのであつた。發掘は警察官立會の下に行はれたと云ふが、不幸にも右の原形を寫真に撮影するとか、或は記録するとかの手段を講ずることなく、遺物を直ちに室から取り出してしまつたので、今日では其の詳細を究め得ない。併し室内に斯様に副葬品の遺存した状況は、發掘者に鮮かな印象を與へたと見えて、遺物の採掘に當つたと云ふ字高半次氏以下關係者の物語る處の状況は大體一致して、これを遺物と對比することに依り、略ぼ實際を推し得る様に思はれる。次に其の概略を擧げよう。

細長い此の堅穴内に於ける副葬品類は、其の略中央約八尺の間に南北の二群に分れて置かれて

第十一圖 第一號室(堅穴)内に於ける副葬品發見位置圖



あつて、兩者は約三尺を距てゝゐたとの事である。其の北の一群は前胸を北にした短甲一領と、短甲の前後兩脇の内に置かれた眉庇附兜⁽²⁾を著しいものとし、右の短甲はやゝ前に傾きながら原形



骨頭上見發(穴堅)宝號一第一圖二十第

り著しく残つて居り、その北群の刀身の傍から朱に染んだ上顎骨一個が見出されたとの事である⁽³⁾(第十圖)。

本委員等調査の際、室内部の寫真撮影に先立つて同部の清掃の事に當つた小林行雄君は、全面丹色に染まつた内面のうち、其の北半、天井石の遺存した部分、特に南端の石材の下方に當る穴底の處々に、鐵製小札の類が點々と残存し、うちに短甲の蝶番座金具の游離したものなど混じてゐるのを見出したのであつた。これは右の聽書の傳へる處に一部分相應する事實とする。

以上室内に於ける遺物の状態が本來の姿を傳へてゐるとすると、それから推測される埋葬の原形は、遺骸をば室の略ば中央に伸展葬し、頭部に近く最も重要な甲冑・鏡を置き、また同部と脚部との

双方に刀劍の類を副葬したことになる。そして右の副葬品目をば別に見出された上顎骨の示す處(第十圖)と併觀するに、被葬者の熟年の男性であることがまた認められる次第である。

三

第二號の室また第一號と同じく龜山の岩盤を掘り凹めて作つた細長い堅穴であるが、この方は作りが前者の様に整頓して居らず、且つ石蓋も見當らない。本堅穴は發掘の當初遺物を出した部分で後埋められてあつたのを、委員等が調査の際、その事實を傳へ聞いて、同部の清掃を行ひはじめて室の全貌を究め得たものである(圖版二)。

此の方の主軸は東北から西南への方向上に置かれてゐて、其の下底面は表面下三尺三四寸の處にあり、示す處の平面は長さ約十一尺四寸、幅中央で二尺六寸内外の矩形である。併し附近の石質は如何なる故か前者に較べて可なり風化してあるので、輪廓線の明瞭を缺く憾がある。いま仔細に觀察した結果に基いて其の立面を擧げると、上記の底面から二三寸にして、主軸に添ふ兩側がやや廣くなつて恰も小段を作つた様な趣を呈し、それから上は四方共に第一號室同様若干外開きを示してゐる。而して岩盤に掘り込まれた其の部分は、中央で一尺五六寸を測るに過ぎず、その上は直ちに封土となつて、上邊に石蓋等に對する設備など見當らない(圖版一三)。以上の點からすると本堅穴の構造部分は極めて簡単で且つ整齊の點に於て缺く處あるものとする。

斯様に蓋石の最も殘存するなく、また上部を被ふ設備に關する徵證を見出し得ないことは、一見人をして早く盜掘に遇ふて同部が破壊せられたとする推測を加へしめるのである。此の場合も

此愛宕社の臺石に用ひられてゐた石材が、或はその蓋石の一部でないかとの想像を加へしめ易いけれども他方過般の發掘の際見出された遺物が、次に記す様に整然たる配置を示すので、その點から内部が擾亂せられたとなし難い。で本堅穴にあつては上部の被覆は石材ではなくて木材等の有機質を以てしたもの、それが引いて上部に著しい設備の跡を残すに至らなかつたと解すべき様に思はれるのである。山城百ヶ池古墳の主體たる堅穴式石室の天井部が、木材で架構した形跡を殘存したとの傳へは右の推測を強める一の傍證となるであらう。

此の堅穴内に於ける副葬品遺存の状態は第一號堅穴の場合に較べて更に明瞭ならぬ點があるが、實地に就て發掘の事に當つた長濱廣次氏等から聽く處に依ると、大體に於て前者と相似たものであつた事が想定せられる。即ち遺物は同じく右の細長い堅穴の中央部に二群に分れて遺存してゐたと云ひ、その西南の群に短甲があり、略ぼ形を保ちながら、上よりの土壓に依つて前後脚が離れ背合せに開いて床上に埋没、また此の著しい遺物の上邊一尺の土中に莖を西北に向けた短剣二口が相並んでゐた。それに對し他の群は東北に柄を向けた長刀と長剣とで、共に主軸に並行して置かれて居り、こゝでも兩者の中間に鏃があつたと云ふ(は其の云ふ處を試みに圖上に描いたものでは無い)。右の遺物存在の位置は第一號に似てゐるから、骨片や朱などを發見せられなかつたが、本堅穴でも其の中央に男性の遺骸が伸展葬されて、こゝでは西南を枕にしてゐたと見得るのである。遺物の品目數量が彼よりも少く、兜・鏡など缺くことは既記構造の簡単な點と併せて、被者の身分が低く、彼に從屬したらうとする推測を加へしめる。尤も鏡に就ては委員等の調査の後

更に小鏡一面が同じ長濱氏の手で見出され、その發掘の地點が此の堅穴附近の土砂中に存したと云ふ報告を信ず可しとすれば當初の發掘に注意から佚したものとも解せられて、こゝにそれを本來の副葬品たる鏡となし得るわけである。

四

前二項に述べた壙室の各々から發見した遺物をば改めて表記するに次の如くである。

第一號室

一、半圓方形帶神獸鏡	一面	一、短甲附小札類	一領
一、眉庇附兜	一個	一、籠手殘缺	一個
一、刀身	一口	一、劍身	六口
一、鎗身	一口	一、鐵鍤類	一括
一、異形鐵製金具殘缺	二片		

第二號室

一、短甲	一領	一、刀身	一口
一、劍身	三口	一、鐵鍤類	一括

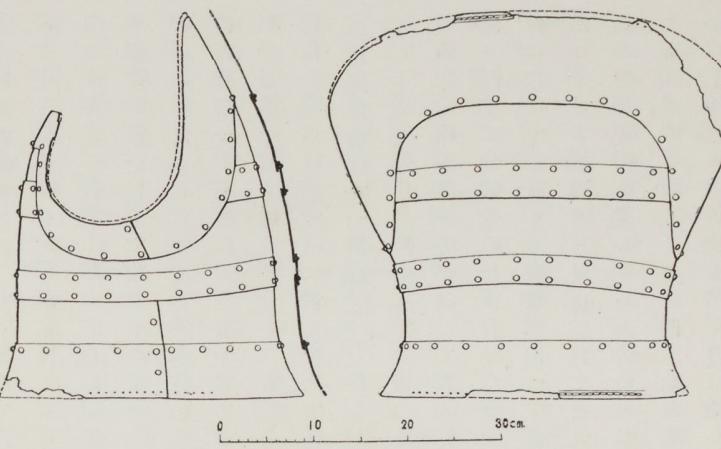
右の外に後者の副葬品とも見得る上述の小鏡一面がある。以下第一號室發見品から、その各個に就ての解説を加へることにする。

第一號室遺物

(一)半圓方形帶神獸鏡(圖版一) 径四寸八分、緣厚二分ある。いま一部分に龜裂があり、また大半青銹を以て覆はれてゐるが背面にはもとの光澤ある地肌を表はした部分があつて、其の白銅質から成ることを示す。背部の縁は三角形に近く、内に鋸齒文、櫛齒文の二帶を配するが、半圓方形帶との間に突起帶を置いたので複雑な斷面をなしてゐる。内區を飾る主文は一方より見る様に階段状に四神四獸を配した式で、其の神仙像の或者は飛雲に駕した姿で表はされてある。銘文は半圓方形帶の方格に一字宛容れて全文十六字より成るが、鑄上りが鮮銳でない爲に、いま読み得るのは番昌吉利金石等の數字に過ぎない。若干の疑問はないではないが、此の鏡支那よりの舶載品を見る可く製作の時代は魏晉頃に置く可きであらう。

(二)眉庇附鐵兜 一個(圖版一五) 作りが頑丈で、いま鉢竝に鍔の一部が缺損する外、よく本來の形をのこして居り、特に眉庇の完形を保つてゐるのが珍らしい。本遺品は圖版第一五に見る如く、此の種鉢留兜の標本的な形を示してゐるが、其の鉢の地板は横矧板を用ひた簡単な作りである。大きさは深さ四寸二分、前後の長徑七寸八分、左右七寸(原と云ふほゝ半圓形に近いもの、而して其の正面の縁部にだけ少し許りの突起を作つてゐる。完存した眉庇また縁取りのある簡単な輪廓のもので、同部に於ける透彫は三段に三角文を並列した單純な類に屬する。次に鍔は游離残缺してゐるので其の原形を確め難いが、その縁邊の處々に革留にしたことを物語る小孔があつても、と四段であつたものと見られる。この内三枚は略ぼ同じ幅(一寸内外)の彎曲した平板であるが、他の一枚は幅が廣い(四寸)上に、一方の縁が若干外に開いて居り、またその一部が内刳りとなつてあつて鍔の最下の部

分をなしたことが推測されるのである。



(氏林小) 圖測實甲短見發室號一第 圖三十第

(三) 短甲 一領(圖版二七)附小札 後胸の高さ一尺四寸、下邊の長徑一尺一寸を示す完好品で、作りの横矧板錐留の式に屬する點は上記鐵兜の作りと一致する。此の短甲(圖版三〇)では前後兩胸の蟠番は右側に設けられてある。もと二個と認められる其の座金具は游離出土した一個に依るに他の部分のすべて鐵製であるのと違つて、厚く表面に金を張り、同じ錐で留めた作りで、また周縁に波文の飾を附してゐることが知られる。此の短甲は其の示す形に於て肥後國玉名郡江田古墳出土品に近似するが、彼に較べて保存状態がよく、現在堅上の一部と下縁に少し許りの破損があるに過ぎない。これは兜と共に既に觸れた室の特殊な構造に負ふものである。

次に室内に於て此の短甲に附隨して出土したと云ふ小札は、現在圖版第一四の下に載せた二段縱矧の一部を残すに過ぎない。これは長二寸、幅一寸の鞋形の小札をば革留にしたもので、現存小札十二個が本來のまゝにの

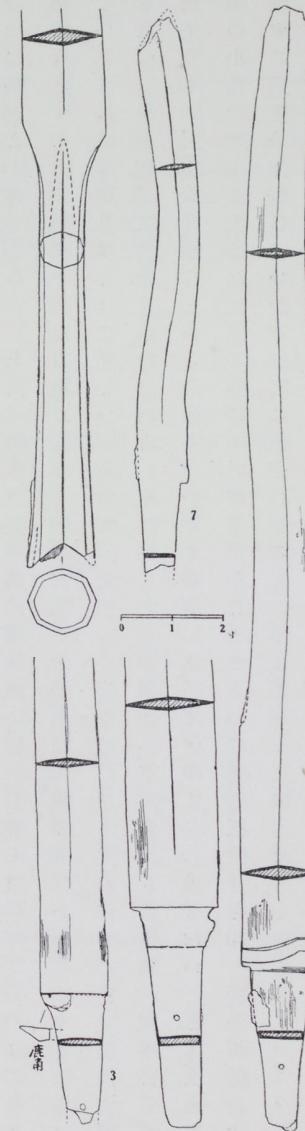
こり、背面の一部に布の附着もある。これだけではその用途などを明らかになし難いが、發見の位置よりし、また委員等の調査の際、同様な小札の少なからず残存した點からすると、上記短甲の草褶の一部であることが考へられる。同じ様な小札を以てした短甲の草褶の例は筑後國浮羽郡千年村徳丸塚古墳の遺品に著しいものを見るのである。

(四) 鐵製籠手殘缺 一個(圖版一) 現在は一個分の僅かに三分の一位を残すに過ぎないが、その上に細長い札板を縦矧として籠手の主要部をなした作が見られる(圖版はその表裏)。而して一端に革を被せた跡がよく残つてゐる。上代の籠手は從來其の發見例に乏しく、現在知られてゐるのは末永雅雄氏提示の大和圓照寺墓山古墳と備中天狗山古墳とから出た二例を著しいものとするに過ぎない。されば本遺品はそれに新しい遺品を加へたものと云ふ可くなほ其の作りに於て前例と稍々違つてゐる點が注意を惹くのである。それにも拘らず採掘者の不用意から、諸遺品の完存してゐた筈の本堅穴に於て、珍らしいこの籠手がかくも残缺した一片をのこすに過ぎないことは、上記草褶の小札の殆んど失はれた點と共に、極めて遺憾なことであつて、偶然採掘せられた場合、遺物の散佚する危険の如何に多いかを如實に感ぜさせるものである。

(五) 刀身 一口(圖版一) 現存長さ二尺六寸七分で、鋒先の一部を缺くが、略ぼ本來の形制が見られる。關に近い部分で一寸内外と云ふ身幅の狭い長刀で、其の莖(長三寸)は稍々内に曲つて、二個の目釘孔を開いてゐる。いま身の關に近い部分に木片が附着してある。

の刀劍中最も目立つたものであるが、小形のうちに珍らしい作りのものを含んでゐる。右の長大な一口は刃幅一寸八分あり、莖には一個の目釘孔が認められる。捲としては身の一部に木片の附

第十四圖 第一號室(堅穴)發見刀劍鎗身一部形狀圖



着する外、關の部分に幅八分の裝具をはめた名残をこじめてゐることを記す可きである。第二の劍(圖版第一九の二番目)は現長二尺二寸三分あつて、其の身が直でなく上半部に若干の曲りを示すことを先づ舉ぐ可く、また此の身に鞘の木片が鏽着いて遺存するのみならず、鞘口の部分に特殊な裝具を着けて居り(圖版二)、なほ莖にも柄の名残が認められるのが珍らしい。第三の劍(圖版第一九の三番目)は鋒先莖に莖の一部を失ふた現長一尺九寸のもので、作りが薄い。此の劍ではその莖の關に接する部分に鹿角製裝具が殘存してゐる。劍の四は身と莖との均衡のこれた長さ一尺六寸五分の完好的なもの

(同圖版第一九の左側)で、その莖には二個の目釘孔を開き、同部に柄の木質が鏽着いてある。その五(圖版第一九の上)また相似であるが、これは長さ一尺〇七分の短劍で、莖が短く、通じての作りが厚手である。餘の二口は共に薄手の細長い感じを與へる劍で、一方が長一尺三寸二分、刃幅一寸の普通品であるのに對し、他は其の身が第二例にもまして曲りを示す點で、特異な形をなすもの、而してその鋒先も違つてゐる様に思はれる(圖版第一九及第一四圖7)。

(六) 鎗身 一口(圖版第一九) いま鋒先の一部を缺くが、通じての長さ二尺二寸に近い大形品である。其の身は斷面偏菱形兩刃の所謂廣鋒の劍身式であり、袋穗との間の關が目立ち、其の下半は八角形の斷面を示して、内に木柄の一部を殘存するところ、もと柄の着裝のまゝ副葬せられたことを察せしめる。但し室内には石突は遺存しなかつた様である。

(七) 鐵鎌 一括(圖版第一九の三) 此の鐵鎌は兩室に亘り存したと云ふが、いま一括せられてあつて兩者を區別することが出來なくなつてゐる。でこゝに兩者を一括して説明するの外はない。是等は大部分破断されてゐるが、形はすべて一樣で、其の全形を見得るのは長さ五六寸を測り、莖の細長い式に屬する。鋒先の形は後藤守一氏の圭頭狀と呼んでゐる(²)簡単な葉狀に屬し、その或者では方柱の長い莖の端に柄の木片や、更に表面を卷いた櫻皮の殘存を示してゐる。

(八) 鐵器片(圖版第一九の三右上) 斷面長方形をした鐵製の細い棒狀の金具をば折り曲げたものである。いま二片あるが、共に兩端が折断されてゐるので、原形や用途など明らかでない。

第二號室遺物

(一) 短甲 一領

(圖版八の二)

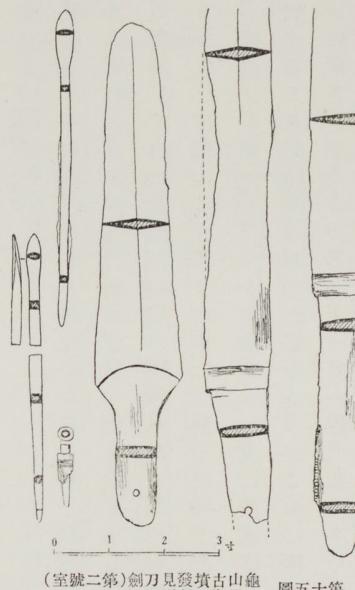
横矧板鉢留の式であつて、第一號室發見の短甲と全然同一の形をしてゐる。

前後兩脇に分れて出土、いま下半分を缺くが、上半の保存状態は前者よりも良好で、其の堅上の縁に於ける覆輪がよく残つてある。

(二) 刀身

一口(圖版九の左)

土中に埋没してあつた爲に通じて鐵身が細り、また所々缺けてあるが、現長



圖五十第 (室號二第) 剣刀見發墳古山鐵及

先の一部とを缺くが、二尺二寸七分を測る長いものである(圖版一九)。身は通じて刃部がこぼれてゐるが、これにも亦鞘口に裝具を附した形跡がある。次の二口は共に短劍で、一は長さ一尺、他は九寸二分に過ぎない。其の目釘孔は各々一個と覺しく、短い方には同部に柄の木質が割合によく残つて身に接する部分のもと圓弧をなしてゐたことの推されるのを注記すべきである。

(三) 刀身 三口 このうち一口はいま茎と鋒

第一號室の刀身と同様稍々内に曲つて居り、二尺七寸六分に對し刃幅一寸に過ぎない處細手の刀身たる感じを與へる。其の茎また五厘内外の葛纏きを加へた原形がよく認められるし、また木鞘の口緣部に幅五分に近い裝具を着装した形跡をもとめてゐる。但し此の後者の質料なり形は明でない(第五圖)。

最後に後に見出された一面の鏡は百乳鏡と名づく可きもので、徑僅かに二寸の極めて薄い作りである。現在縁部の半ばを缺き、現存の部分も二つに破断されてゐるが、其の背文は鉢を繞つて一圓があり、これから素縁に至る間に主要な珠文區と鋸齒・櫛齒の二文帶を布置した式で、其の主文は珠文三列から成つてゐる。なほ此の鏡で舉ぐ可きは、現在の破碎面に添ふて鉢の近くに古く穿たれた小孔の存することである。其の理由は明かでないが珍らしい事實と思ふ。鏡は右の圖文やまた製作の上から見て、本邦上代の鑄造品たるに疑を挿む餘地はない。

五

龜山山頂で見出された本古墳の構造と其の發見遺物の實際を記述した委員は、進んで其の特徴を擧げ、又性質に就て若干の考察を試むべき順序となつた。この古墳は加西郡の盆地に於て形勝の域に當る山上に營まれた山容其の儘の圓墳であるが、頂部から可なり下つた所に圓筒を繞らしても、その墳域を劃するには内部主體の堅穴式であることを共に、その我が古代墓制上の前期に屬する通性を示すものである。併し地形の上から、右の墳形は殆んど全部自然の山丘を利用化粧したもので、實際上に築いた封土は極めて少なく、墓室また地盤たる凝灰岩質のそれに掘込んで作つた眞の堅穴であり、而も一墳二個の室を存する點に於て、通常の同種古墳とは趣を異にする。自然の地形を利用して、單に埴輪を立て、墳域を劃した古墳は、近頃段々と其の實例を加へてゐるが、主體部を此の様に岩盤に掘凹めた堅穴系統の相似た構造部分は、嘗て美濃國可兒郡廣見村白山社古墳で見出された外はなほ多く知られてゐない。されば此の遺跡は本質の上では違つてゐないが

堅穴の作りの整つた點と併せて學界に一新資料を提供したものと云ふことが出来る。

次に埋葬に對する設備たる堅穴は二者の間に作りの上で差異を示すが、本來同じ圓筒列内に存する上に相似た副葬品を藏し、またその傳ふる埋葬状態も同様と見られる點から、相互に密接な關係のあることが想定せられる次第で、此の場合構造が入念で、遺物の多い第一號室に對し、他が從属性的な位置にあることも充分考へ得ると思ふ。そして副葬品は鏡を除いて共に甲冑・刀・身鎌等の武具に限られた處から、被葬者の共に尚武の男性たるべきことまた略ぼ疑ないであらう。

さて被葬者に就ての右の想定に對して、本古墳の營まれた年代は何時であらうか。それに關しては既に最初に構造の上から、我が古墓制の前期に屬することを指摘した。この事は同時に前期の盛時を以て應神・仁德兩天皇の御世にありとする一般の通説、右の見解に對して委員は近頃段々と疑念を持ち出して來たのであるが、一から大體の年代を限定することを意味する。いま改めて副葬品から別に觀察を加へるとせんか、先づ論據として取り上げられるものは第一號室から出土した鏡である。委員の考定にして誤りがないとすれば、右の鏡は支那の魏晋代のものと見られる。然らば本墳の營造は如何に早くとも同鏡の鑄造せられた西紀前三世紀の上半以前に遡り得ないわけであり、舶載に要する時間などを考慮すると、それよりも時代の下ることが考へられる。自餘の武器甲冑に就ては右の鏡鑑の如く、それ自體に實年代を推し得る類を缺くが、たゞ二者から共に見出された短甲は、和泉仁德天皇陵の前方部の石室内に存した金銅製のそれや、有名な肥後江田村船山古墳出土例など、同じ形式を示してゐて、右の聯關の上に、また相似た年代觀を導き得るもの

があり、刀劍類の傍の示す處、後期に盛行した環頭其の他の金銅裝具と違つて簡単な式に屬し、うちに鹿角製裝具の殘存する點また同様な傍證となつて、構造上からの大體論に一致する。されば現在ではそれを以て本墳營造の年代觀とすべきであらう。たゞ斯様に認めたとしてこゝに新たに注意に上るのは、此の古墳の南方近く存する玉丘古墳との間の關係である。同古墳に就ては本調查報告の第九輯に實査の結果を錄し、其の構造の上からまた前期盛時の營造である事を推した。處が近接した二者に於て其の示す構造を比較すると、種々の點に於て稍々著しい違ひの存するこどが認められてその點から兩者の年代なり性質が改めて省みられることになる。

玉丘古墳の主體は早く破壊せられて、周圍の墳壘と共にいま副葬品の微す可きものとてはないが、周圍の宏大的な墳丘と、殘存の長持形石棺の構造とは、本墳の自然丘を利用したものに較べて、營造に比較にならぬ程の多くの勞力を要したことと示し、引いて遙かに身分の高い人士の奥城なるを思はしめる。然らば同時若しくは同墳營造の直後に、それを見下すが如き此の龜山上に、身分のより低いものが墓を營むことは當時の社會狀勢の上からこれを認めるに難く、自ら兩者にあつては本墳を以て彼に先立つ營造とする解釋が加へられることになる。かう見てさて構造の實際を再検討すると、玉丘古墳に較べて、本古墳の方が前期の系統の上で古い趣を多く持つてゐることが知られて来る。堅穴の二者共に可なり細長いことや、山丘利用の如きがそれで、後者は勞力をはぶいた點に一半の理由はあるが、共に應神・仁德兩天皇の御世に中心の置かれる長持形石棺を主體とした宏壯な高塚に先立つ墓制に屬すること、輓近著しく知見を加へた畿内を中心とする古い古墳の

内容調査から云ひ得るのである。

本古墳の示す性質の一部に就ての右の想定は、遺跡の學術資料としての價値を規矩すると共に引いてまたその所在地たる北條盆地に於いて占める處の位置をも示すことにもなるであらう。此の地方には到る處に古塚が散在して居て、⁽¹⁴⁾彼の『播磨風土記』は早く中央との文化の交渉のあつたことを傳へ、玉丘古墳に就ては顯宗仁賢兩天皇に關する説話を擧げてゐることに併せ考ふべきものがある。かくて委員は本古墳が同地方に於ける從來見出された最も古い墳壘の一として、兼てその構造の特色ある處から保存顯彰を望むと共に、右の考察が一部附近の遺跡特に玉丘古墳との連なりに於て導かれたことを省み、將來更に調査を本地域の自餘の遺跡にも及ぼし、是等の多くの墳壘の上に反映した其の土地の發展の迹を把握することに依つて本遺跡の性質の一層明確にされることに期待をかけて此の報告の結びとする。そしてこの種の調査考察を通じて、上代墓制の沿革もまた眞の脈絡あるものとなり得ることを思ふのである。(梅原委員)

〔註〕

- (1) 愛宕社が此の山頂に營まれた一つの理由として
其處から遺物の出たに依る場合が考へられる。
で同所に今一つの埋葬があつたとすれば、他の二者の位置がそれと丁度鼎立する事になつて、それ
の一方に偏在した説明が合理化される様に見え
る。試みにこの推測を附記して置く。
- (2) 尤も此の兜は眉庇が孰れの方向にむいてゐたか
は不用意に取り上げたので現在明瞭でなく、また
鎌の莖の方向なども不明である。
- (3) 以上の外に此の室から出た遺物に籠手殘缺一個
あるがそのもと存した局部は明かでない。

(4) 『京都府史蹟勝地調査報告』第二冊所載「川岡村岡

ノ古墳」の條参照。

(5) 武藤囁託宛所轄警察署よりの報告に基く。それ

には出土鏡は龜山古墳の東側の堅穴横附近にて
發見せられし由にて、發見者は前の發掘者と同一
人。但し新たに發掘したのでなく、土砂中に混入
して今日まで氣づかれずについたのを偶然採集
したものであるとある。

(6) 本遺物の調査は小林行雄君が主として其の事に

當り、實測圖を作つて呉れた。本文は専ら右の圖
と寫真とに基いて書いたものである。註記して
其の負ふ處を明かにして置く。

(7) 宮崎勇藏氏「筑後國浮羽郡千年村德丸塚堂古墳」
〔福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書〕第十輯

參照。

(8) 末永雅雄氏「上代の甲冑」参照。

(9) 後藤守一氏「上代の武具、武裝」『考古學講座』所收
參照。

(10) 本報告第八輯に載せた明石郡兩歌敷山古墳の如
きはその最も早く確められた例であつて、地盤部

と埴輪圓筒圍繞の關係は本墳とよく似てゐる。

(11) 柴田常恵氏「美濃國可兒郡廣見村伊香陵山白山社
古墳」〔東京人類學會雜誌〕第十八卷第二〇二號參
照。

(12) 註(7)の「上代の甲冑」及び梅原『玉名郡江田船山古
墳調査報告』熊本縣史蹟調査報告第一冊參照。
〔梅原安土瓢箪山古墳〕〔滋賀縣史蹟調査報告〕第七
冊參照。

(14) その一部は玉丘古墳報告の末尾に附記して置い
た。

佐用郡

第四 長尾廢寺跡

〔圖版第二一一一二二三〕

播磨に於て寺跡と認めらるゝ遺跡はその數相當多數にのぼり、内創建年代の奈良朝以前に遡るゝ考へらるゝものも本報告第十三輯に報告した揖保郡勝原村下太田廢寺跡をはじめとして礎石の残存によりて寺跡として明確なるもの十數箇所を數ふる程である。一個の塔婆心礎を遺存する佐用郡佐用町長尾の廢寺跡がその一に屬し、しかも右の内最も西に位置する點で注意を惹くものであることは既に早く郷土史研究家の注意せる所であつた。^(註一) 然るに去る昭和十二年初春圖らずも右の塔婆心礎が京都の某好事家の買收する所となり將に搬出せられんとして、あたら價値ある史蹟破壊の暴舉が行はれんとした。幸にして地元人士の右遺跡に關して傳はれる説話的信仰に基く保存運動と佐用警察署長高井五一氏・佐用町長鎌井丈太郎氏等の熱心なる盡力斡旋によつて運搬準備作業のためやゝ位置をかへた礎石を本來の位置に復して保存することに成功し、加ふるに兵庫縣史蹟名勝天然紀念物補助規定による縣費の補助金交付を受けて永久的な保存顯彰施設の實施を見たことは^(註二) 神を轉じて福となしたものと云ふべく、史蹟保存の見地より誠に喜びに堪えざるものがある。此の機に於て本遺蹟の状況性質を明らかにすることは意義ありと信じ此

の報告書を草する次第である。

二

遺蹟の所在地點は佐用町の北部高地を占める長尾區のうち字名を「塔の石」と呼ぶ畑地であつて佐用町平谷藤兵衛の所有地に屬し、縣立佐用農蠶學校の桑園に接し、その直ぐ北に位置する。

寺跡としての遺構は塔婆の中心礎石の遺存によりて塔跡と認めらるゝものが在るばかりであり、それも附近一帯悉く開耕せられ地上げ地均し等が行はれて居る爲に基壇の跡を認め得ない。唯一の遺物たる心礎が前記の事情で一度少しく動かされたので舊状が果して原初の状態を示して居たか否かを明らかになし得ない故にその位置が塔跡を示すか否かを一應考察する要がある。しかし昭和十年及十一年の兩度之を調査された鎌谷木三次氏の言葉に依る^(註三) と當時水準器にて検する等の精査を加へられたが確かに原初の状態を示して居たといふから、此の遺存地點を以て塔跡となすることは誤なかるべく、寺跡唯一の基準地點として此の北方に伽藍の配置を想定することを得るであらう。而して北方及西方に次第に高く、高燥な臺地を成して居る附近地形は此の想定に良く叶ふものがある。尙心礎位置のすぐ南側に地



圖六十第

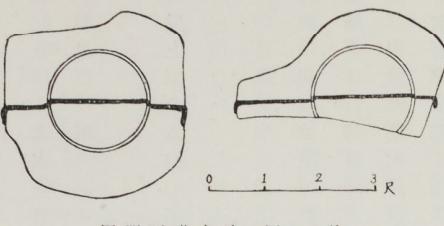
上げの爲の石垣が築かれてあるが、その中には明かに圓柱座造り出しの工作ある礎石二個と礎石に用ひたと察せらるゝ石が數個混入して居て、ある時期迄それらが側柱礎石として心礎の四隅に排列せられて居たことが察せられ一層この想定を有力ならしめる。今此の地域の字名を「塔ノ石」と稱するのはもとより心礎の存在による事であるが、側柱礎石の一定の排列が見られたことに基くことかも知れない。西南方に寺門東南方に塔ノ元と云ふ字名のあることも伽藍の地區を考ふる爲に特記すべきであらう。遺瓦の出土數は比較的少く、専ら塔趾附近の田畠耕作中の發見にかかり、堂宇の位置を察せしめる如き出土例はない。かく本寺趾は塔婆心礎の遺存によりて纏かにその位置を明かにせる塔趾の他遺趾として見るべきものなく殆んど湮滅に近い状態にあるのである。但し心礎は左に記す如き極めて立派なもので寺趾の價値を高からしめて居る。

三

舊位置にもどされた心礎は三尺餘ある厚さの内半を地中に埋めて水平に据置かれている。一邊五尺餘の略正方形を示す巨大な自然石で上面は削平せられ一方に偏して徑三尺三寸五分の圓柱座周縁が細い線で彫り現はされ心持高くなつて居る。中央に之と同心圓をなして二重の圓孔が彫り凹めてあり、第一の圓孔は徑一尺二寸八分深さ二寸を測る。第二の圓孔は即ち舍利孔で徑四寸、深さ二寸を測る。共に非常に精巧に工作せられ面は平滑で磨研せられてあることが知られる。舍利孔の底は圓く緩い彎曲をなして居て椀状の金屬器が嵌入せられたことを想定することが出来る。第一の圓孔には近時薬師寺西塔趾に於て見られた如き石蓋が嵌入せられてあつたものが出来た。第一の圓孔には近時薬師寺西塔趾に於て見られた如き石蓋が嵌入せられてあつたものが出来た。

のである。心礎圓孔のかゝる形式は播磨に於ては神崎郡中寺村溝口太子堂遺蹟及神崎郡山村多田遺存の心礎にその類例が見られるもので、一般的の例よりして奈良朝初期に著しき例を見るものである故以て本寺趾の創建年代を推定せしむるに足りる。

次に心礎の南東方の石垣中に遺存する二個の礎石について述べると、二者は共に徑一尺八寸五分高四分の圓柱座造り出しを有するもので、一は三分の一許り缺損して居る(播圖第十七圖)。塔婆の側柱礎石であるか他の堂宇の柱礎であるか明かでない。



圖七十第 磨測石礎遺存圖

遺瓦の遺存例は極めて乏しい。之は伽藍の荒廢と遺蹟の破壊が可成早く行はれ、且最近迄地方民が遺物に注意を拂はなかつた爲出土に當り保存されなかつた爲と思はれる。現存するものは四個の軒丸瓦當と平瓦破片若干に過ぎない。然して軒丸瓦當は幸ひ完形を存し左の二種三類に分たれる。

一、單瓣十六葉蓮華文軒丸瓦當(縣立佐用農業學校及佐用町長尾所藏)。
 「イ徑五寸一分を測り周縁部は細く高く、中房は徑一寸四分内に十二顆の蓮實を不規則に容れ、蓮瓣はふくらみ豊かである。各部の調和よく通じて整美なる形のもの。製作年代は心礎と同じく奈良朝期となすを得べく、蓋し創建當初のものであらう。

(ロ)殆んど(イ)と同型で法量や、大、徑五寸四分を測る。

二單瓣十五葉蓮華文軒丸瓦當（佐用町石田正造氏藏）

石田氏傳藏品で出土地點を明かになし得ない。形態大きく文様稚拙で前者に比して遙かに劣り年代も下るであらう。徑六寸五分、中房は小さく蓮瓣は形式化して居る。平瓦破片は農藝學校及長尾區に若干藏されてあるが軒平瓦當は未だ見出し得ぬ。背面模様斜格子型で質は粗である。

五

以上記せる如く本遺蹟は遺構遺物に乏しき爲遺蹟自體より伽藍の舊状並にその變遷を明かになし得ない。しかるに此の廢寺址を以て寶光山鶴旭寺の遺蹟なりとなす所傳が比較的古くより存し、且鶴旭寺に就ては左記の如き緣起の傳へらるゝあつて遺蹟をして興味あるものたらしめて居る。即ち遺蹟の西北五町餘の所にある淨光山長樂寺に傳はる安政年間の緣起^(註四)による。寶光山鶴旭寺は行基菩薩の開くところで七堂伽藍が具はり本尊藥師如來は行基自ら刻する靈像であつた。中世赤松家の祈願寺となり大に榮えたが嘉吉二年山名宗全が播磨を侵すに及び兵火にかかり堂宇佛像悉く焼失した。然るに此の時藥師如來像のみは不思議な靈德によつて焼失を免れたので之を安置してこゝに一寺を興したのが長樂寺であるといふ。足利季世の戰亂の爲に廢寺となつたといふは蓋し真相であらう。又長樂寺が鶴旭寺の法燈を傳へると云ふ事も恐らく事實であらう。この關係を考へるに當りて殊に興味深いのは鶴旭寺より移つた御本尊藥師如來を御開

扉する時には塔の石即ち遺心礎上に地藏尊像を移し安置して四圍に旗幟をたてゝ壯嚴にし懇ろな法會をいとなむを慣例としたことであつて、その次第は長樂寺所藏記錄中の安政四年三月に於ける御開帳記錄により詳しく知ることが出来る^(註六)。此の事實は我國に於て史蹟が假令如何に甚だしい變改を受けても何等かの形で地方郷土生活の中にその痕跡を止めゆくことを物語る一例として意味深いものがある。長樂寺はさゝやかな庵寺で佛像什器の中最も鶴旭寺舊時を偲ぶものがなくたゞ永享八年に作られた鶴旭寺緣起の寫がやゝ注意を惹くに過ぎぬ^(註五)。恐らく地方民が名刹の湮滅を惜しんで一堂を興した後にさきの所傳が生じ鶴旭寺の名と信仰とを傳へることになつたものであらう。（武藤囑託）

註一 栗山一夫氏播磨に於ける初期佛教文化（歴史）

昭和十二年四月號所載）

註二 保存施設は心礎四圍にコンクリート臺の玉垣を繞らし左の標識石柱及副碑を建てゝ居る。標識

（表） 史蹟 長尾廢寺塔址 兵庫 縣

（裏） 昭和十三年三月建之

副碑

由來

往昔此ノ地ニ寶光山鶴旭寺アリ、境内宏大ニシテ七
堂伽藍アリテ五重塔建立セラレタリト傳フ、コノ石
ハソノ塔ノ心礎ナリ、ソノ形狀形式ヨリ考察ノ結果
奈良朝時代初期ノモノタルコト明ラカナリ、コレヲ
以テコノ土地ノ古ク歴史アル地ナルコトヲ推知ス
ル至寶ナリ、小礎石二個ハ附近ノ石垣中ニアリ、其ニ
昭和十三年三月廿五日史蹟保存物トシテ兵庫縣ヨ
リ指定セラル

註三 佐用町長鎌井丈太郎氏宛書状

註四 『寶光山鶴旭寺俗縁起』

抑當山藥師如來は行基菩薩之御真作にて往昔當地七堂伽藍たりし時秘藏の本尊にして播備作因丹攝の大守赤松家の祈禱所なり、本坊は寶光山鶴旭寺と號して境内四町四面堂塔蔓を竝べたり、然るに嘉吉二年壬戌山名宗全が兵火の爲に焼失し佛像靈寶悉く焼亡せり、終に類寺の號は圓應寺大願寺とて村里の名となり、邊りは塔の本とも呼び又寺中の古跡は田畠となり今字塔の畠或は寺門と唱へ六尺四面の搗石竝に古焼の瓦等今に現然たり、されば往昔伽藍焼亡の刻不思議可哉一圓黒煙りの中より一つの光々たる玉空中に飛びさり稍々有て此の山中に落ち晝夜をわかたず淨らかに光りて樹木を照すにぞ里人不思議の思ひをなし舉つて山登り其の元を尋ね見るに古木の朽穴に併の御佛安座ましまして其の穴より光り四方に放てり、依つて其の靈異を感じし奉り日移り世

治まりて彼の木を以て御前立の如來を刻み後は朽穴の儘御厨子とし靈佛を納め一の草庵を結び淨く光との縁を以て淨光山長樂寺と號してこゝに安置し奉り夫れより世々靈驗著明まし／＼此の里において今に疫病流行なきとかや、其の後正徳甲午四年慈山寺の知識文珠院義龍上人頼る靈地の程を感じられ發願有之、佐用郡三十三箇所興隆し給ひ觀世音を加擅し奉り扱て又石山正三位諸香卿御詠歌御寄納あらせられ、第三十一番之札所となる事普く世人の知る處なり、嗚呼有難くも清く光れる昔より里人長く樂しむ事はれ全く靈佛の加護なりと恩德厚く尊敬し奉り畢ぬされば各々方近寄つて御拜あられましやう。

安政四年丁巳三月

淨光山長樂寺住 敬白

註五 『播州佐用郡鶴旭寺縁起』寫

鎮護國家祈末法萬年に及無二の丹誠を抽する精舍有人皇四十五代の帝聖武天皇之御宇行基菩薩

御建立神龜元年□開本尊藥師如來觀音不動普賢菩薩皆是行基菩薩の御作也、凡七百十餘年乃春秋を送り數千の日月かさなり、三天高くよじて四明の教風を傳り谷水深みなきつて清流の法水を汲り教誨増進の床乃上には憂の花をかざり圓頓修行の完の前には十紫の月をえがく、藥師如來信仰の輩は一度おかみ奉願望不叶事なしといふ。

永享八丙辰二月二十日

註六 (表紙)

安政四年丁巳三月廿三日より執行

行基菩薩作佛

本尊藥師開扉記錄

諸人是へも群集

以下略

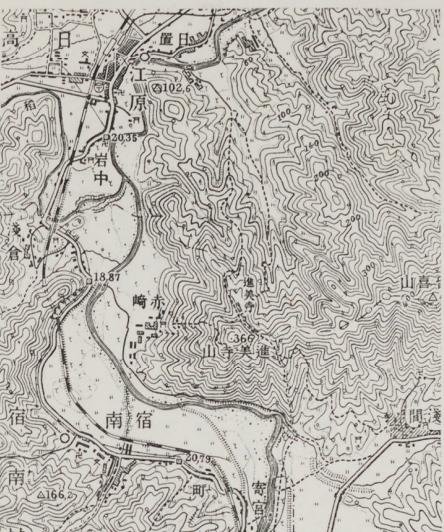
一、塔ノ石 庵大石地蔵出祭
但し庵下より塔ノ石迄
並木松村中家別一本つ
但し紙纏り竝に木札建
植は並木之掲げ青麥
漬に付其田持五助武右
衛門え遣す

一、淨光山藥師如來開帳之儀近年村方寄々申居候得共世間凶年打續御延引に相成居候得共、最早前開帳より當年迄五十二年を經、靈像を拜し奉

養父郡

第五進美寺

〔圖版第二四一第二六〕



圖九〇第
〔圖版地一分萬五〕

天台宗日前山進美寺は養父郡宿南村字赤崎にあり、國鐵山陰線八鹿驛の正北四杆に當り、圓山川の右岸標高約三百六十米の進美山上に位置し、形勝の地である。赤崎村から峻坂を登ること約一杆半にて淨域に達することが出来る。滔々として千古に流れる圓山川の清冽を脚下に瞰下し、遙かに國府・日高町一帯の古代但馬文化の發祥地を展望することが出来る。現在は堂塔伽藍もその往時の盛觀を偲ぶべくも無く、たゞ北向の本堂と庫裡が存するのみである。しかし幸に寺寶の古文書、遺物等は割合によく遺存し、本寺の來歴を物語るものがあるから、それによつて一應調査の

結果をこゝに報告することとした。

本寺の草創に關しては近世の書寫にかかる「日前山進美寺縁起」の傳ふるところによる。はじめ文武天皇慶雲二年に僧行基が諸國の勝地を探り、但馬國に巡錫した時奇蹟を感じ正觀音靈像を本尊としてこの山を草創し、且つ白山權現・山王權現を鎮守の二神として奉祀し、ついで聖武天皇の天平十年に十三間四面の大伽藍と四十二の坊舍とを建立したと傳へてゐる。もとよりその確かな徵證も無く、王朝時代における寺運の隆替は知るべくも無い。

しかし鎌倉時代以後に關しては幸に史料・古文書等寺寶として今に存するものが多く、これにより中世における朝野の厚き信仰と本寺の盛運とを追憶することが出来る。今その概要を左に記して見よう。

後醍醐天皇の元亨元年三月進美寺住僧等が鎌倉幕府に提出した解文による。仁平元年八月に鳥羽院廳下文をもつて本寺を御願寺として寶祚の長久を祈らしめられてゐるが、つゞいて文治元年賴朝が西國における平氏討伐の時、祈禱の誠を盡したから幕府の祈禱所として、公武の崇敬を受けてゐたと思はれる。越えて建久八年十月四日鎌倉幕府は保元・平治の亂以來の諸國叛亡・戰歿者の冥福を薦めるため八萬四千基の塔を供養したのであつたが、この時但馬では源親長の勧進にかかる塔五百基の内三百基を進美寺にて開眼供養し、その内六十三基は當寺住僧等が造立し、自餘は但馬國中の諸豪族によつて造られてゐる。この三百基の塔婆は今遺存するものを見ないが、北條九代記には「塔長五寸」と記され、恐らく寶篋印塔と想像されるもので、本寺淨域に但馬全部五百基の

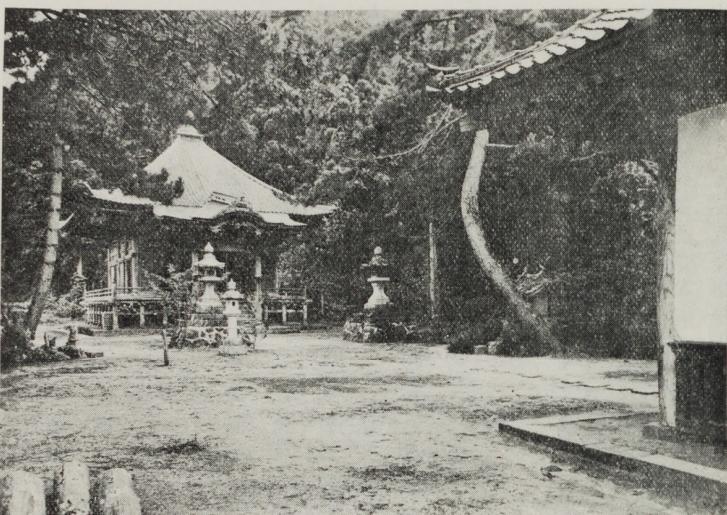
過半數以上を造立されたことを見ても、當年の盛んなりし有様を窺ふことが出来るであらう。この時の勸進奉行源親長の塔供養敬白文は左の如し。

敬白 五輪寶塔三百基造立供養事

鎌倉殿八萬四千基御塔内源親長奉仰勸進五百基、但馬國分三百基於御祈禱所進美寺開眼供養、

但六十三基者、當寺住僧等造立、自餘者、國中大名等所造、

右寶塔勸進造立塔意趣者、去保元元年鳥羽一院早隱耶山之雲、當帝新院自諍一天已來、源氏平氏亂頻蜂起、王法佛法俱不靜、就中前太政大臣入道靜海忽誇朝恩、迴趙高之計、恣傾王法、繼守屋之跡、頻滅佛法、所謂聖武天皇之御願、 盧舍那佛灰燼後白河院之玉牀、幽閑之間、九重之歎、七道之愁、何事過之哉、爰我君前右大將源朝臣代天討王敵、通神伏逆臣、早拂一天之陣雲、速靜四海之逆浪、都鄙貴賤、無不開歡喜唉、但行追罰、加刑害間天亡之輩數千萬矣、被駁平家趣北陸輩者、消露命於篠原之草下、被語逆臣渡南海族者、失浮生於八島之海上、如此類遺恨於生前之衢、舍悲於冥途之旅歟、須混勝利於怨親、殞拔濟於平等焉、傳聞以怨報怨者、怨世々無斷以德報怨者、轉怨爲親、因茲尋阿育之舊跡、造立八萬四千之寶塔、仰豐財蘭之利益、書寫寶篋印陀羅尼、即於諸國靈驗之地、敬遂供養演說之誠、方今隋高祖唐太宗設齋筵訪亡率、(卒下同)上宮太子朱雀天皇救守屋導將門、在今訪古世異趣同者歟、抑進美寺者、行基督教之建立、 觀世音之靈地、凝一念之輩無不滿足求願、寶篋印經云、若人於高山之上至心誦呪、眼根所及、一切生類悉以利益云々然當寺爲軸、高山峙南、大悲之慈雲遙聳、深谷斜北、弘誓之願力尤深、御塔供養之庭感應道交之砌也、況又去文治元年被責八島之逆徒時、依小野時廣之奉行、(轉)讀一萬卷觀



第十二圖 現狀境內進美寺

音經、祈請折伏、攝受方便、自同二年正月十八日

長日始三十三卷之御讀經鎮奉祈我君御萬歲、
祈請年舊、(靈カ)雲驗日新、喜哉、住僧等、今幸列御塔供
養之人數、重助成君之大願、以比良緣之功、預來
世之化、仰願本尊界會觀音薩埵、早令圓滿施主
殿下之求願、伏乞五輪寶塔寶篋神呪、救討罰之
亡率道法界之群類、敬白

建久八年丁巳十月四日午時

勸進奉行司 源 親 長 白 敬

これより先建久五年には、但馬守兼當國守護たる小野時廣が關東祈禱所進美寺の祈禱卷數を請けてその懇志を謝し、且つ下知して國中官人・大名等の寺領狼籍を停めてゐる。このことは永く變ること無く、建長三年九月にはさきの建久五年の右大將家下文に從つて幕府は左の下知状を下して守護・地頭・家人等が進美寺領の押領狼籍を禁じて、本寺の保護に努力してゐる。

但馬國進美寺衆徒等申於當寺領田畠等不可致押領狼籍由事

右寺者如右大將家御時建久五年五月十五日

御下文者爲關東御祈禱所國中在廳大名等不可致押領狼籍處守護并地頭御家人等致違亂煩云然則守先例可令停止彼輩等押領狼籍者依鎌倉殿仰下知如件

建長三年九月十八日

相模守平朝臣判
陸奥守平朝臣判

文永弘安の役蒙古軍撃攘の非常時局に遭遇し諸國社寺に對する幕府の保護政策も弛緩したことを思はれるが果して正應三年幕府は御教書を以て但馬の社寺をしてその破壊を修造し神事佛事を勤行すべきことを命じ左衛門尉政頼當國守護より同年六月進美寺に宛ててこの趣を左の如く傳達してゐる。

但馬國御祈禱所寺社事別當供僧并神主不修造破壊不勤行佛神事由事去四月廿八日關東御教書如此早任被仰下之旨且加修治且抽丹誠可被進卷數候恐々謹言

正應三年六月廿五日

左衛門尉政頼判

進美寺院主別當供僧等御中

二

當寺の寺領に關しては寺傳では聖武天皇の御代燈油料田として石和田保岩出野等三箇所を賜つたことを傳へてゐるが明かでないしかし鎌倉時代にはこれらの寺領地を有してゐたことは明かで左の文永五年六月の但馬國宣によるご當寺の本山なる比叡山天台座主尊助法親王の令旨以宣

文永五年六月十九日

大介藤原朝臣

○

を以て郡司が岩出野燈油畠の押領を禁じ給うたことを記してゐる。

可早任先例停止郡司妨根本中堂末寺進美寺領岩出野燈油畠至内河成之事

右得彼寺解稱併野者往古之燈油畠也稱有河成郡司成妨之條甚無其謂早申請座主宮令旨早停止郡司妨且可備將來之龜鏡云云者早且任令旨且依先例可停止郡司妨之狀所宣如件國宜承知勿違失所候也仍孰達如件

文永五年六月廿一日

法印公證

○

謹上

安居院法印御房

追申

此令旨等不慮不日被成進候其後不得便宜候之間遲速又脚力を不被上候條
火急之儀候歟

當寺領岩出野河成島一廳官亂妨事、座主宮令旨并國宣被下遣之候、此上者定止押妨候歟恐々謹言

文永五

六月廿六日

公

禪

進美寺年行事阿闍梨御房

これより先執權北條泰時の頃安貞二年六月に延暦寺政所は、延暦寺の末寺たる進美寺領日置河内島山林等に國衛並に守護所使が亂入することを停止してゐるに對し、但馬守護法橋昌明は狀を錄して辯疏してゐるが翌寛喜元年十一月には進美寺住僧の訴により京都六波羅府は御教書を守護所に下して當寺領の押領濫妨を停めた。その後文永七年には左の後嵯峨上院宣によつて但馬蓮臺寺吉祥寺並に石和田保等の地を本領主の寄進狀に委せて進美寺所領とするべき由を命ぜられ、ついで龜山上皇の建治三年六月にも重ねて同じ趣の院宣を傳へられてゐる。

但馬國蓮臺寺吉祥寺并石和田保等任本領主兩度寄進狀爲進美寺領、止國衛妨可被門跡相傳者院宣如此仍執達如件

文永七年二月廿一日

按 察 使 判 奉

安居院 法印 御房

○

但馬國蓮臺寺吉祥寺石和田保等且依相承之道理、且任文永之院宣限永代止國衛之妨可被相傳領掌之旨、院宣如此仍執達如件

建治三年六月廿二日

大宰 権 帥 判 奉

中納言 律師 御房

また弘安二年九月の龜山上皇院宣による、その頃漸く堂塔伽藍が頽廢したかの如く思はれるので、院廳では但馬國に命じて國內を勧進し、進美寺を修造し、且つ諸人が寺領田畠に亂暴することを停止すべく命ぜられた。このことは弘安九年にも左辨官下文によつて再び令して嚴重にし、その文言中には左の如く「國中無雙之靈坊」「山陰第一之名區」と記されてゐる。

左辨官下

應且依度々嚴密 聖斷且任代々座主避文永停止國衛并權門違亂當寺別當當國蓮臺寺・吉祥寺・石和田保等事

右溥權大僧都憲勝去五月日奏狀併謹檢案内當寺者行基菩薩之草創聖觀世音之蓮宮也、勤修顯密不退之惠業奉祈國家靜謐之御願匪啻爲國中無雙之靈場殆可謂山陰第一之名區其旨顯于仁平之廳裁被載建保之綸旨、望請天恩早任聖斷以下可止國衛權門等違亂之旨被成下官符者彌刷遮那止觀之行業祈就日望雲之聖運者權大納言源朝臣雅房宣奉勅依請者宜承知依宜行之

弘安九年七月十六日

大史 小槻宿禰判

中辨藤原朝臣

なほ弘安八年註進のかの但馬國太田文には

根本中堂領進美寺三十二町五反

領家聖憲法印跡地頭河南木小三郎入道蓮忍
とあつて、氣多郡の部に載録されてゐるのは、本寺が養父郡と舊氣多郡との境界に存したからであらう。

三

鎌倉時代末には稍衰へたかに思はれたが、但馬第一の名刹としての地位は重んぜられ、一山の衆徒も専らざるものであつたであらう。されば吉野朝五十七年の戦亂に當つても當寺は但馬の向背に關する軍事的要地として官軍・賊軍の爭奪戦が演ぜられてゐる。今本寺所蔵の古文書によつて知り得るところは後醍醐天皇延元四年(北朝暦應二年)と後村上天皇正平九年十月との戦である。しかし延元四年の戦については他に文献の徵すべきものがないので明かでないが、たゞ左の文書により延元四年三月以前において恐らく進美寺衆徒が本山なる延暦寺の動向に應じて官軍に好意を寄せたのであらう。されば足利氏に屬する部將阿曾沼孫四郎が進美寺を攻撃してこれを陥れたことゝ思はれる。されば賊軍では阿曾沼以下攻撃軍の將士に進美寺領の一部を恩賞として兵糧料所に宛てたものと察せられる。この頃吉野朝廷の近畿における勢力はいたく振はない時であつた。

進美寺追衆等申、預所事爲兵糧料足宛行之上者、京都御計之間、更不可有相違者也。今度抽軍忠者可申宛恩賞之由、可令下知之狀如件

曆應二年三月十八日

御

判

守護代

左衛門尉(花押)

(三) 月十八日

阿曾沼孫四郎殿

預所事、御教書如此早任被仰下之旨、可被抽軍忠之狀如件

しかし正平九年十月の戦は伊達文書によつてほどその様子が察せられるものである。これより先足利氏一族の内訌、殊に尊氏・直義兄弟の鬭争は、足利氏の大勢を二分し、その紛糾は地方的にも擴大せられた。かくて正平七年十一月には足利直冬は吉野朝に歸順しつづいて山陰の豪族山名時氏も直冬に附いて官軍に應じたから、但馬一圓も殆んど一時は官軍の勢力圏となつてゐた。されば當時直冬黨の石塔賴房は中國地方の官軍が豊岡の南、九日市庭に到着した時伊達真信をして丹波を發向して養父郡宿南村の陣營に會せしめた。

丹州發向事可被致用意由、先度相觸了、所詮中國勢、今日所著當國九日市庭(但馬城崎郡)也、早明後日十三可被馳
(養父郡)
寄宿南陣之狀如件

正平九年十月十一日

(石塔賴房)

馬

頭(花押)

伊達三郎(眞信カ)藏人殿

當時但馬の勢力を代表するものは山名時氏であったが、この時時氏も官軍に歸してゐたので、右に掲げた伊達氏もその統制下にあつて、但馬地方にて軍功をたてゝゐたらしく、同年十月二十六日

には山名時氏は左の如く伊達貞綱に對し但馬合戦の功を褒し、且つ時氏入京の期を告げてその同道を勧めてゐる伊達文書。

於馬州被致忠節候之條、殊以目出悅入候、兼又上洛事來月九日必定可罷立候、被致用意、御同道候者

喜入候恐々謹言

正平九

十月廿六日

(山名)

氏(花押)

伊達孫三郎_(貞綱)入道殿

これらによつて察するに進美寺の存する宿南村は山陰道の要衝に當り殊に進美寺衆徒の勢力が相當重んぜられたものであることを思はしめるのである。

四

室町時代に入つてから當寺の隆替は今知るべき史料に乏しいが、寺寶たる銅製鰐口は直徑二尺、厚さ八寸三分餘の堂々たるもので、その銘に

但馬國養父郡進美寺

明徳三年壬申六月十七日願主當山住侶幸圓

と刻せられ、また天地一尺一寸餘の銅鐘の破片には

但馬國養父郡進美寺之鐘也

應永十年未八月廿四日

大願主土居沙彌妙圓

大工大仲津助次

敬白

この刻銘が存してゐることから見れば、室町時代初期も相當に寺運を維持してゐたものと思はれる。

江戸時代における有様については本調査員は十分な致究を遂げてゐないが、戦國時代の永祿の頃には大破してより衰運に傾き、江戸時代の天和二年九月には本堂再興の勅進が行はれた様である。現存する本堂は近時の建立にかかるものである。(魚澄委員)

攝津國

第六 並河誠所の古社建碑

〔圖版第二七〕

近時に於ける國民意識の高揚と史學をはじめとして考古學民俗學等の發達に伴ふ郷土史研究の盛行は一方に於ては多數の記録や研究成果の印行となり、他方に於ては皇室關係の御遺蹟をはじめとして所謂史蹟名所の顯彰事業となつて夥しい記念碑乃至は標識の建設を見つゝあることは史蹟保存の主旨より喜ぶべき現象と云はなければならない。もとよりかかる事業は近時にあつてはじめて見られた事ではなく、その先縱は既に徳川時代に發して居るのである。即ちかかる傾向の萌芽は近世初期學藝復興の氣運に乗じて勃興した近世史學を特色づけた實證的考證的學風のうちに育てられ、中期に及んで新しき封建的秩序の完成と政治的社會的狀勢の安定が見られたことにより各藩に於て家史家譜の編纂の著手を見たことに刺激せられて、多數の郷土地誌の編述を見るに到りしことにその最初の發現を見得るのである。しかもこの際に於ても地誌の編纂と同時に史蹟顯彰の舉が行はれつゝあつたことは頗る興味ある事象と云はねばならない。「五畿内志」の著者として知られた並河誠所が地誌作製の傍行つた古社建碑の事業の如きはかかる意味に於て最も注意に價するものであらう。古社建碑とは誠所が五畿内志編纂の業を了へた後即ち

元文元年に攝津國內の延喜式所載の古社中二十社が當時廢社となり、又その由緒が誤り傳へられて居たのに對して社號石碑を建ててその湮滅をふせぎ且誤を正した事を指すのである。此の事蹟は並河家襲藏の記錄(註一)「並氏年譜」「巡畿錄」「誠所先生消息文」等によりてその顛末を明かにし得るのみならず建碑の場所に就き検するに碑は悉く遺存し且建碑に關する多少の記録の存するものもあつて此の事業の效果影響についても知り得ることは幸である。

誠所が「五畿内志」を著すに當つて幕府に請願してその援助を得、「五畿内各地を一邑あます所なき迄に巡歷し古蹟を親しく踏査し萬全の用意を怠らなかつた」と(註二)は吾人が今日史蹟の實査を爲しつゝあるさまにも似て居り、早くこの事を爲せしその學問的態度には敬服に堪えぬものがあるが建碑の企畫がかゝる調査の間に生れたものであることは察するに難くない。即ち享保十九年「五畿内志」編纂の功成るや直ちに建碑に着手したのであつて、建碑に關し幕府に許可と援助を願ひ出でたのは實にその翌年即ち元文元年六月(註三)のことであつた。そして同年八月に寺社奉行大岡越前守より左の如き許可を與へらるゝを得たのである。

浪人並河五一郎

先達而願候延喜式に載候神社之證攝州之内に而二十ヶ所石碑立候儀願之通申付候、御米も拾俵被下候、攝州赤川村庄屋武右衛門江大坂奉行申渡候儀并石碑立候二十ヶ所之村々庄屋江相觸候

儀も大坂町奉行え申遣候間可得其意候、其方より武右衛門へ猶亦委細可申越候
(元文元年)

八月十九日

此の許可及援助の下附に就ては當時大岡越前守に仕へて居た野呂元丈の斡旋が大に功があつた。彼は誠所の弟並河天民の弟子でさきに五畿内巡察の際にも幕府の認可について盡力をなした人である。(註四)又武右衛門とあるは『五畿内志』に於て山城・大和・攝津の三志に校者として名を連ねて居る攝津國東生郡赤川村の庄屋久保武右衛門一名重宜であつて誠所が代理として事を託さんとして居た人である。二十社を彼の手記(並河文書『巡畿錄』)よりそのまま記すと左の通りである。

神須牟地社 住吉郡 寺岡村
多米社 同 村
天水分豐浦命社 安立村
阿遲速雄社 放出村

新屋天照御魂社三座 鳩下郡 上川原村
同 同 同 郡 西川原村
同 郡 福井村

井於社 同 村
伊射奈岐社二座 同 同 郡
同 郡 宇野邊村
佐井寺村

爲那都比古社 豊嶋郡 小川村
細川社 同 同 郡 白嶋村
野間社 同 同 郡 吉田村
伊佐具社 同 同 郡 黄地村
高賣布社 河邊郡 上坂部坂井村
太布社 同 同 郡 上坂部坂井村
賣岡馬社 武庫郡 小平野村
多賣岡馬社 有馬郡 小米谷村
太布社 同 同 郡 平野村
太布社 同 同 郡 松村
有馬社 有馬郡 中村
河内國魂社 苑原郡 五毛村

事をなすに際して常に飽く迄用意周到であつた誠所は久保武右衛門及び弟天民の遺兒平太郎の兩人をして再び二十社をその鎮座地に於て再調査せしめる一方同年九月各社鎮座の村々の庄屋を大阪奉行所に呼び寄せ、奉行松平日向守を通じて建碑の趣旨の申渡しをなし社號を刻した碑を大阪にて調製せしめ漸時引渡し、臺石はそれぞれの地にて作らせ、豫め實地に就て指定してあつた位置に据置かしめたのである。(註五)各社の工事は同年末より翌元文二年にかけて竣工したものゝ如くである。(註六)

此の建碑に要した費用は公儀より受けた廩米の他大阪の人山口屋伊兵衛が此の年正月に死去した時彼に遺した二十兩の金を用ひたのであつて、此の故に彼は碑の臺石に「菅廣房建」の四文字を刻せしめた。^(註七) 菅廣房は即ち山口屋伊兵衛の本姓である。此の處置は誠に誠所の床しい人格を物語るものであつて恰も彼が「五畿内志」の事實上の編著者でありながらその著の素因を作つた亡友關祖衡の名を纂輯者として掲げて自らは單に校者の一人として名を現はすに止めたこと、共に一篇の佳話と稱すべきであらう。

三

以上の如くして建立せられた碑石は幸ひにしてすべて今日遺存して居るが、その由來を詳かにしない人が多いのは遺憾である。實に以上の二十社は當時にあつては由緒社號を誤り傳へられ或は廢滅に瀕して居て他の地誌にはその誤のまゝ記されたり、又は記載に洩れたりしたものばかりであつて此の舉によつて始めて正しき由緒社名が明かとされ、又纔かに湮滅より免れ得たのである。例へば川邊郡小濱村の賣布神社は當時貴船大明神と稱され神戸市灘區五毛の河内國魂社は天神社と稱されて居たのが、此の舉により訂正せられたのであつて里人はその由緒を正しくせられ且證據となる標石迄與へられた事に對して非常な感謝の念を抱いた事が兩社の古記により知られる。^(註九) 又大阪市住吉區安立町の天水分豐浦社及同區長居町の久米社は共に今日廢社となつて附近神社に合祀せられて居るが、その舊跡は此の碑によつて辛じて痕迹を止め得て居る。斯様に此の事業が後世に残した功績は極めて大なるものがあるものである。尙此の事業は更に繼續し

て少くとも五畿内全部に及ぼす意圖のあつたことが知られるが不幸にして誠所は二十社建碑の功を竣へて後僅か半歳にして病を獲、元文二年三月十日七十一歳を以て永眠したのである。誠に惜しむべきであるが又我々は古稀の齡を以て尙勉學倦まず、斯の如き有意義なる事業を遂行したことには敬仰の念を抱かざるを得ない。

四



第 八十社神布賣高
影拓石碑

右の二十社中縣下に屬する川邊・武庫・有馬・菟原四郡の七社に就て碑の状態を記述しておくことで少くとも五畿内全部に及ぼす意圖のあつたことが知られるが不幸にして誠所は二十社建碑の功を竣へて後僅か半歳にして病を獲、元文二年三月十日七十一歳を以て永眠したのである。誠に惜しむべきであるが又我々は古稀の齡を以て尙勉學倦まず、斯の如き有意義なる事業を遂行したことには敬仰の念を抱かざるを得ない。

郷社 伊佐具神社 川邊郡園田村上坂部字住ノ堂

拜殿のすぐ前東側に立つ。文字は「伊佐具社」上坂部村とあり。

郷社 高賣布神社 有馬郡高平村酒井字宮ノ脇

社殿よりやゝ離れ境内入口の玉垣に接して立つ。臺石が自然石なる點他と異なる。「菅廣房建」の文字は臺石正面に刻まれてある。文字は「高賣布社」高平谷酒井村とあり。(補圖第十八圖)

郷社 多太神社 川邊郡多田村平野字宮山

社殿より遙かに離れ約一丁を隔てた參道の傍に立つ。之は當初の位置でなく後に移されたものと云ふ。文字は「多太社」平野村とあり。(圖版第二七)

郷社 賣布神社 川邊郡小濱村米谷字宮ノ西

拜殿のすぐ前方東側に位置する。文字は「賣布社」米谷村とあり。當社の建碑の事情が古記により最も精密に知り得ること先に述べた。建碑後「貴船大明神」と云ふ扁額を撤して碑石の社號文字を寫して新なる扁額を製せること古記に記載されてあるが、今もそれが掲げられてあるのは注意を惹く。(圖版第二七)

縣社 岡太神社 武庫郡鳴尾村小松字宮南

社殿よりやゝ遠く離れ參道の入口に近く位置する。文字は「岡太社」小松村とあり。

郷社 有間神社 有馬郡有野村有野字西尾

社殿よりは遠く離れ鳥居の傍に立つ。臺石は下に一つ多く三段となる。文字は「有馬社」中村とあり。社號文字の書風や異る點注意を惹く。

郷社 河内國魂社 神戸市灘區國玉通三丁目
社殿前方に立つ。文字は「河内國魂社」五毛村とあり。建碑に關する記録を存する(註九)

五

以上誠所の古社建碑の概要を述べたが尙彼が近畿の史蹟のうち廢滅に近きもの數箇所に碑を建てたことに就ても論及しなければならない。縣下に例をとれば神戸市湊東區中町二丁目十九番地にある「涇方冢」と林田區長田町にある「平知章監物太郎主從の墓」とがあり、又大阪に於ては近年論議を生じて居る阿部野の「北畠顯家卿墓」をはじめ北河内郡の「博士王仁之墓」、南河内郡の「忠臣隼人之墓」更に大和若草山々頂の「鶯陵」の碑等がある。之等亦實地調査の副産物であらう。しかし如上の古社建碑は之等とやゝ趣を異にし、その企畫に一定の標準が設けられその態度に於て既に學問的なものがある點史蹟顯彰の本旨をよく示現せるものと云へるのであつて、此の點に文化史的乃至學問史的價値が認められるのである。その意味で今後碑石そのものを記念物として保存すべきもありと信ずる。

本年は恰も誠所の歿年より數へ二百年目に相當する。史蹟研究保存、顯彰の日々盛大となりつてある今日斯道の先覺の事蹟を顧みてその遺風を偲ぶは意義少なしとしない。敢て此の稿を草した所以である。(武藤囁託)

此の稿を草するに當り京都帝國大學文學部教授西田直二郎博士、同學文學部講師室賀信夫學士より教示を受くる事多かつた。記して深謝の意を表する。

註一 並河家の記録は今日その後裔並河誠三郎氏の所蔵にかかる。先年京都帝國大學文學部國史研究室に於てその寫本が作られた。

註二 五畿内志編纂に就て最も詳細な研究には文

學士室賀信夫氏『並河誠所の五畿内志に就て』

(史林第二十一卷第三・第四號)がある。

一筆致啓上候、然は今日大岡越前守様私被召被渡候之通被仰付候間、其段申遣候様にと御書付御渡被成候則右御書付進申候、尤攝州赤川村武右衛門方へも早々御申遣候様との御事に御座候、恐惶謹言

八月十九日

並河五一郎様

野呂元丈

註三 (元文元年) 八月二十一日附並河平太郎宛誠所書狀(並河文書「巡

文書「誠所先生往復諸書牘」の内)中に左の記事あり。

一、拙者義五月十一日江戸着にて六月十六日願書差出候、願之義は山口屋伊兵衛殿死去之節金子二十兩拙者へ被讓置候由依之攝州之内二十ヶ所石碑相立申度願候處、文金□等に付役人衆も取込と相見へ申候故、當月五日三鷗へ歸申度願候處、勝手に仕候様に被仰出候、尤願も相濟候は、三鷗へ被仰下候様に町奉行様にも被仰候て首尾無残所候、此段武右衛門殿へも御物語頼人候

註四 (元文元年) 八月十九日附誠所宛野呂元丈書狀(並河文書「巡

畿錄」の内)。

註五 此の顛末は川邊郡小濱村米谷の郷社賣布神に存する賣布社石碑之覺及御公儀寺神御奉行大岡越前守様之御調べ書之按と題した元文元年十二月の奥書日附を有する記録に最も詳しい。此の記録は明治四十三年八月廿二日狹間彌右衛門寫之とある寫本で傳はつて居る。

長文であるが當時の状を髣髴たらしめる貴重な資料故全文を錄する。

一、享保拾四年之頃從御公儀様御觸狀廻り並川五市郎ト申者畿内五ヶ國村々相廻り寺社名所舊跡外郷村之水帳一杯見可申間無滞致案内見セ申様ニ被仰付其後二ヶ年程過候後右五市郎殿弟子榮御連被此邊を御廻鄉被成候小濱ニ御泊リ當村も小濱村より呼に參り庄屋忠左衛門九郎右衛門小左

衛門被參候所五市郎殿御逢被成米谷村名所舊跡寺社之事拵を御尋ニ付清澄寺の事申達し其後水帳差出し申所不殘御披

見候而後此ちご石と申字これあり何とも申傳え有之哉と御尋被成候故田地之字にて其ちご石と申石も今ニ人家の屋敷ニ御座候趣申上候然ハ清澄寺へ通り申時分一見すべし其外名所拵有之者其節見るべしと被仰持之歸申候其翌日清澄寺へ御出被成候得共ちご石の事尋も無苦之儀も何御瞭も無之清澄寺に面縁起寶物不殘御一讀清しの古跡を步行被成舊所悉く一見被成夫より川面村に御歸り被成候。

一、元文元丙辰年九月十日ニ米谷村庄屋寄大坂御番所ヨリ御

召に付平右衛門嘉右衛門兩人西御番所へ罷出申所當村ニかぎらず名數貳拾ヶ村左之通り一列に御呼出し被成候

住吉郡 安立村 鳥下郡 小川村 豊嶋郡 白島村

同 郡 寺岡村 同 郡 三宅村 同 郡 吉田村

同 郡 寺岡村 同 郡 西川原村 川邊郡 上坂部村

東成郡 放出村 同 郡 福井村 同 郡 平野村

鳩下郡 佐井寺村 同 郡 上川原村 同 郡 坂井村

能勢郡 地黄村 有馬郡 萩原郡 五毛村

武庫郡 小松村 河邊郡 米谷村 メ貳拾ヶ村

右之村々庄屋寄大坂西御番所江松平日向守様御所工被召

出被仰出候趣此度江戸大岡越前守殿より申來候者今日召寄式拾ヶ村之氏神エ石碑を被建候間村え申渡候人夫ヲ大坂

石屋王出し無滞在々江取寄可申、尙委細者役所に而可申渡無滞様ニ可仕旨被仰渡奉畏皆之御役所へ廻り候御役人中様より被仰渡候も御前之通り達ひ候事もなく其内石碑之臺石遠方江取寄候事迷惑ニ候者石碑斗持歸り臺石者其所の岩ニ而仕候様ニ被仰渡石碑居所其外之儀赤川村武右衛門差圖可申無相違様可仕旨被仰渡候承知仕罷歸り候事一年召連宮江御出石碑建場所御見分相濟候而左之通り證文御取り被成候其文言

一賣布神社 石標壹基

右者當村氏御本社但し南向拜殿之前壹丈貳尺除ケ此度石標但し南向きに御立被成候然ル上ハ重而所持等不仕萬一損

シ候者早速修覆可仕候爲後日仍而一札如件

元文元年丙辰十月 日

片桐石見守殿知行所攝川河邊郡

米谷村 庄屋 忠左衛門印

年寄 平右衛門印

同 藤右衛門印

兵右衛門印

保科彈正守殿知行所

同村庄屋 小右衛門印
年寄 源左衛門印
同 加右衛門印

久保武右衛門殿
外に忠左衛門方ニ御泊り飯代之受取壹通

覺

一百米壹斗五合 御上下三人
此代錢參拾七文 石ニ付四拾五文替

一錢五拾四文 同木錢
ノ九拾壹文

此銀壹匁六分五厘

右者當村社地江石標御立被成候爲御用廿六日夕ヨリ十七日朝迄御上下三人米代木錢書面之通り御拂被成健ニ請取申候以上

辰十月廿七日

攝州川邊郡米谷村

庄屋 忠左衛門印

久保武右衛門殿

右武通御取り廿六日當村ニ一宿被成候故我々武右衛門殿ハ相尋候者唯今迄氏貴布禮と申候を何て此様ニ社號相改

リ申候哉と尋候武右衛門殿御申被成候ハ當村御神ハ延喜式

内之御神ニ而忝くも 禁中様御神事ニ日本大小之神祇ト御唱え被 候内之御神也當國住吉西宮之御神も當村之賣布社禁中様御祭り者同事也延喜年中より以前神代之比よりハ賣布社と祭り來り候御神成しをいつの比より貴布禰と唱え達ハれしやらん本之社號ハ賣布社也今改るにあらず貴布禰と唱遊し故此度石碑を御立被成るニナリ難有被存尊敬可申と御申被成候

一、武右衛門殿被申候者日本國中式内之神社へ御公儀様ヨリ石碑を御立被成へき思食ニ候得共敷敷事故相止可申なり候よし然ルを並川五市郎殿其外志之御方内々ニ而御賴申上何とも五畿内五ヶ國に御立被成候様ニ内證ニ而被賴候得共大儀之事其國其所之造用を思召頗難立候此の所一字猶ひ爲然者私共牴之見分致し石碑之義輕々いたし石碑を立申様ニ仕度旨御願被申候所相叶先五ヶ國之内社號を唱達居候村々の社ニ立申様に相極り大和國を先きえ可被立ニ御座候得共我等世話いたし申所攝津國より先きニ成當村も今年立申候御公儀様より之思召立ニ御座候間輕々敷被存間敷旨御申被成候石碑も公儀より出其外願主も有之尙又古より社號かわらず唱申神社えも追々ニ御立被成候様ニ物語ニ而御座候此方より又相尋候者賣布社と申事何ニ而相知レ申候哉と尋候得共其儀者當村之事外之村此御用も爲ひ然に相知レ其外御公儀之御書き物ニ而くはしき知レ申候へ共紛敷事之なく候と

物語いたされ候是迄之儀赤川村久保武右衛門殿御申被成候

通り記置候廿七日朝當村より細川谷吉田村へ御移り被成候

一、十二月差入右武右衛門殿ヨリ廻狀ニ而大坂西檣船石屋何某

方ニ而石碑相渡り候間請取ニ参り候様ニ申來り當村忠左衛

門頭右衛門兩人足召連大坂へ参り石碑臺石とも不殘請取

歸り拜殿之前武右衛門殿見分差圖之所へ建置き申候

一、賣布社と奉申御神者如何成御神を奉祭哉知しかたく當國同

郡高平谷村坂井村ニ高賣布社と申御社御座候是も此度石碑

之内ニ御座候而式内之御神也高之字一字多き迄ニ而外者同

じ事ニ候坂井村奉祭候神奉寺ハ知レ可申哉此社者永正年

越前守小野時家修補之社由攝津志ニ相見ヘ候後ニ尋可申

事に候惣而神事古來より有来り候事を守り崇敬致スベし輕々敷取斗候故大切成氏神社號を唱え達候事氏子之誤りと存

べ支なり

將軍様御時代者

有照院様其之次之

御時代也

大岡越前守様

御公儀寺社御奉行

久保武右衛門殿

五市郎殿弟子當此の所も爲にて分り奉 東生郡模並庄赤川村庄屋

註六

註七 註三に載せし誠所の書狀参照。

註八 元文元年九月十八日附並河平太郎宛誠所書

狀（並川文書「誠所先生消息文」の内）の中に特に左の如く記して居る。

此間南都へ參候人に書狀相頼遣候、柳屋迄相属可申と存候
其用事は石碑臺石に菅原房建之四字御ほらせ可被成候、此
段も何相濟申候

註九 賣布神社古記は註五に記載した。河内國魂
神社の古記は左の如し。

乍恐口上書

松平遠江殿御領分攝津菟原郡五毛村

河内國魂社社坊

神 宮 寺

右河内國魂社神宮寺起立之儀人皇六代延元辛酉年菅原相
築紫へ下向之時分當國御影浦に滯船 被成候時に法性房僧
正御名残を被惜縊に此所まで下向被成候則於當社籠別被成
候に付所の者菅原相(相亟) 法性房御師弟懸慰之德を慕ひ其後此
所に氏神と崇奉り則爾正を此寺之開基と敬ひ且兩神の御影
を安置仕候由申傳於今木像之御影鑄座被成 ○中野

氏子中へも所々古き者共は右之通申傳聞罷在候得共菅原相
當社にて御籠別被成候と申に付ては夫以前よりの神社にて
御座候也年代久敷儀故相分り不申不審に存居申候然る所

元文元辰年九月十四日五ツ時當村庄屋治助を被召呼 松平

日向守様被御候を此度從江戸被仰下候並川五市郎古年代記

註十 註五の賣布神社古記参照。 (六八頁下段)

に有之候古跡地相改言上被致候に付其方村之神社此度石碑
御建被遊候由被仰下候間、可得其意候委細様子其土地之儀
者五市郎より赤川村庄屋武右衛門へ具に申入置候間武右衛
門へ對談致し様子承り候 ○中野

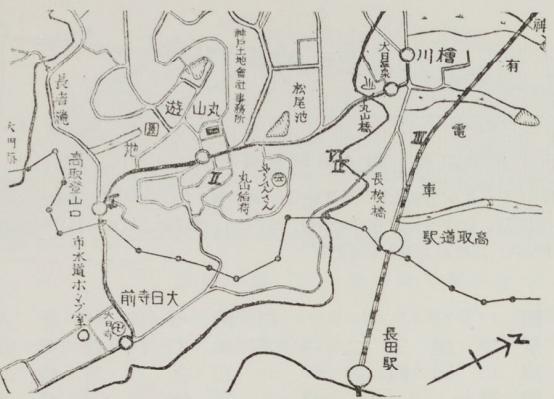
武右衛門へ相談仕候所五毛村宮は河内國魂社と被申此儀相
尋候得共其節委事は不被申候其翌巳年四月迄に相立成就仕
候段神宮寺住持善秀并村役人等連名にて御斷書指上候其節
の掲書所持仕候其後相尋候て河内國魂社と申は延喜式神明
帳に攝津菟原郡三社之内之由承り氏子共も古代之神號初て
承之只今迄の不審茂相晴れ是迄唯天滿宮と而已稱し候得共
其後は被仰付候通河内國魂社と改拜崇仕初より申傳聞傳候
趣にも符合仕殊更上代よりの古稱の由緒御上聞に達し石碑
迄被爲延、社之繁榮住僧者不及申上氏子共一統難有仕合に
奉存候 ○以下略

調査委員 山鳥吉五郎
同 松本從之

神戸市

〔圖版第二八一 第三〇〕

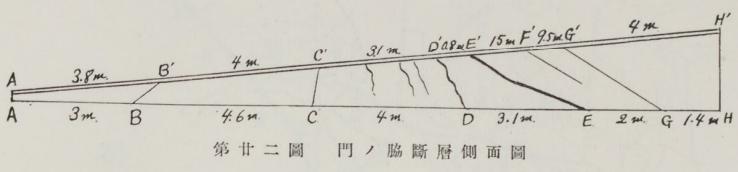
第一 神戸丸山衝上斷層



第廿一圖 神戸丸山衝上斷層所在地一覽圖

I 門ノ脇断層所在地 II 口一里山断層所在地 III 鳴手断層所在地
IV 檜川上断層所在地 V 檜川断層所在地

六甲山塊は主として花崗岩又は其れと近似的な岩石よりなり大阪灣よりの側壓力により西方の第三紀層と北西又は北方の石英粗面岩とに衝上して逆断層をなす。断層は西南端鹽屋の海岸より北東端生瀬に至る約三〇糠に亘る世界最大の衝上断層にして概して西方に緩く東方に急で傾斜二五度乃至八〇度に及ぶ之を六甲衝上断層と稱する。神戸の西北に丸山盆地がある、其の東方の縁邊に於て數箇所の露出があつて之を丸山衝上断層といふ。丸山盆地は北に高尾山(四〇三米)南に鷹取山(三二〇米)が聳え、西は兩峰を連ねる尾根で東は衝上し來つた花崗閃綠岩又は角閃花崗岩で界する東西一〇〇米、南北二〇〇米内外の小盆地で新湊川の支流流域を形成する第三紀層の白川層の灣



第廿二圖 門ノ脇断層側面圖

A' H' 境堺石、A A'—B B' 青粘土層、B B'—C C' 砂岩層、C C'—D D' 含褐炭砂岩層、D D'—E E' 壓碎岩層、E E' 衝上断層面、E E'—H H' 花崗閃綠岩、F' G G' 節理 m は長さを示す

入部である。砂岩、礫岩、粘土、凝灰岩等の互層よりなり褐炭層を夾在する。近年神戸土地株式會社によつて開發せられ丸山遊園地とせられたために断層を露出せるもので、昭和七年京都帝國大學工學部助教授上治寅次郎氏によつて發見せられ、同十年同教授中村新太郎博士の實地踏査によつて丸山衝上断層と命名せられた、之れ六甲衝上断層發見の濫觴である。爾來兵庫縣博物學會の盡力により昭和十二年十二月天然紀念物として指定せられた、其の指定せられたものは左の四箇所である。

一、神戸市林田區長田村字門ノ脇九番地ノ四 岡嶋はる氏所有地
二同 字口一里山一番地ノ一九 神戸土地株式會社所有地

三同 字口一里山一番地ノ六二 同 上

四同 字鳴手二〇番地 西伊三郎氏所有地

此の外に字鳴手一番地ノ六六開出トラ氏の所有地の断崖に模式的の断層線露出したりしも宅地經營の爲コンクリートにて塗抹せられしは惜むべきである。猶第三の断層の上部と認むべき長田村字口一里山一番地ノ二二二に模式的断層がある。以上五断層に記載の便宜上名稱を附して置く。

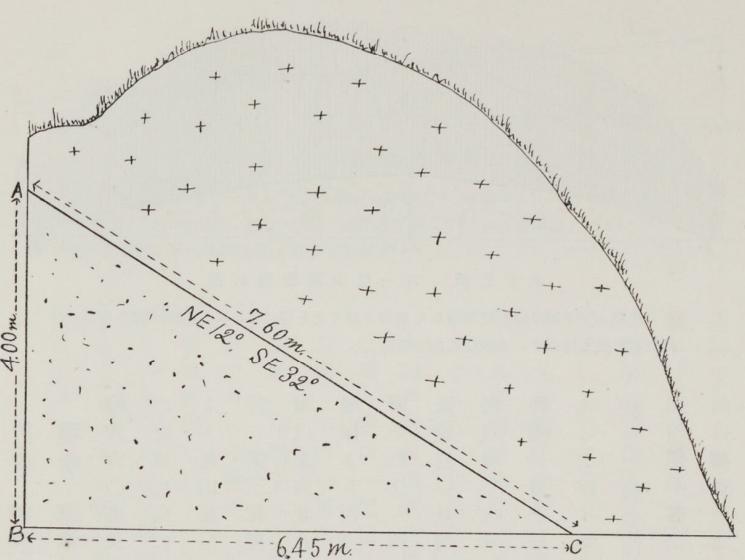
(一) 門ノ脇断層

所在 神戸市林田區長田村字門ノ脇九番地ノ四

現狀 東海道線神戸驛の西北約四糠、神有電車鷹取道驛の西南約六六〇米、長田より大日温泉に通ずる神戸市道堀切バス停留所の直東に東に通ずる道路がある、南方は廣場となり其の東にアパート丸山莊がある。其の道路の南側面、バス道路とアパートとの間に第三紀層を花崗閃綠岩が衝上してゐる好露出がある。断層面は走向北八〇度西で二五度乃至五〇度東に傾斜してゐる。断層線より西方の第三紀層は標柱石より三一三、八米の間は青粘土及礫岩の互層よりなり三條の褐炭の薄層を挟み東端を稍々厚き褐炭層で次層と堺する、之より断層線に至る間は〇・八一三米の壓碎礫岩層を形成する。花崗閃綠岩には略並行せる二條の節理があるアパート際の標柱石所在地の露出面の高さは約二米である。第廿二圖参照。此の道路の直北に兀立する断崖に此の断層線の連續部が露出してゐたが神戸土地會社が其の西端なる第三紀層面に礫を敷きつめたるを以て今は明かでない。

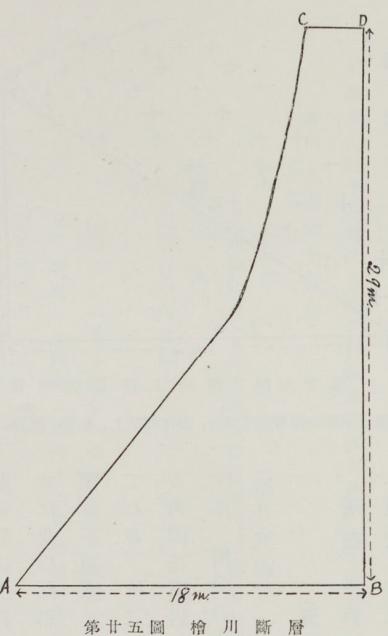
(二) 口一里山断層

所在 神戸市林田區長田村字口一里山
一番地ノ一九



第廿四圖 鳴手断層側面圖
AC断層線、之より下側第三紀層、上側角閃花崗岩

現狀 東海道線神戸驛の西北約四糠、神有電車鷹取道驛の西北約四糠、神戸市道丸山遊園地前バス停留所の直東に位する。同停留所より三十六段の磴を上り丸山歡喜天への道の傍に小徑を隔てて山吹亭と相對する、長さ約二二米、高さ約二・一米を最高として緩慢なる弧を描いた区域に第三紀層出し其の上に花崗閃綠岩が衝上する、走向は北一五度東、北東三五度の傾斜をする。第三紀層の露出面には神戸土地株式會社によつて崩壊を防ぐ爲に礫を以て被覆し僅かに二箇所のみ其の砂岩を露出せしめてある。(第廿三圖)



(三) 鳴手断層

所在 神戸市林田區長田村字鳴手二〇番地

現狀 東海道線神戸驛の西北約四糠、神有電車鷹取道驛の西北約四糠、神戸市道丸山遊園地前バス停留所の直東

に位する。同停留所より三十六段の磴を上り丸山歡喜天への道の傍に小徑を隔てて山吹亭と相對する、長さ約二二米、高さ約二・一米を最高として緩慢なる弧を描いた区域に第三紀層出し其の上に花崗閃綠岩が衝上する、走向は北一五度東、北東三五度の傾斜をする。第三紀層の露出面には神戸土地株式會社によつて崩壊を防ぐ爲に礫を以て被覆し僅かに二箇所のみ其の砂岩を露出せしめてある。(第廿三圖)

し角閃花崗岩之に衝上する、走向北一二度東傾斜北西三三度、断崖の高さ約六米である。(第廿四圖)

所在 神戸市林田區長田村字口一里山一番地ノ六二

第一 神戸丸山衝上断層